

令和 7 年第 1 回

森 町 議 会 会 議 録

1 2 月 会 議

令和7年第1回森町議会12月会議会議録（第1日目）

令和7年12月10日（水）

開議 午前10時00分

休会 午後 5時46分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 発議第 1号 議会改革調査特別委員会中間報告書
- 7 承認第 1号 令和7年度森町一般会計補正予算（第8号）
- 8 議案第 1号 森町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 2号 森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 3号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 11 議案第 4号 森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 12 議案第 5号 森町議会議員及び森町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 13 議案第 6号 森町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 14 議案第 7号 令和7年度森町一般会計補正予算（第9号）
- 15 議案第 8号 令和7年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 16 議案第 9号 令和7年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 17 議案第10号 令和7年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 18 議案第11号 令和7年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 19 議案第12号 令和7年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第2号）
- 20 議案第13号 令和7年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 21 議案第14号 令和7年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
- 22 議案第15号 財産の取得の変更について【水産化ナトリウム購入 95, 140kg】

- 23 議案第16号 財産の取得の変更について【ポリ鉄R購入 108,710kg】
- 24 意見書案第1号 最高裁判決に基づき生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書
- 25 意見書案第2号 クマ対策推進のために国の責任で予算措置の拡充などを求める意見書
- 26 議員の派遣について
- 27 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（13名）

議長 14番 木村俊広君	副議長 1番 伊藤昇君
2番 河野文彦君	3番 高橋邦雄君
4番 河野淳君	5番 山田誠君
6番 野口周治君	7番 斉藤優香君
8番 千葉圭一君	9番 佐々木修君
10番 加藤進君	12番 東隆一君
13番 松田兼宗君	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	岡嶋康輔君
副町長	長瀬賢一君
会計管理者兼 出納室長	東谷美佐子君
監査委員	山下英一君
総務課長	濱野尚史君
総務課参事併 選挙管理委員会 書記長	石岡丈宜君
監査事務局書記長	関孝憲君
防災交通課長補佐	千葉誠君
契約管理課長	山田真人君
企画振興課長	岩井一桐君
企画振興課参事	池田恵太君
税務課長	東克宏君
保健福祉子育て課長	宮崎弘光君

保健福祉 子育て課参事	萩	野	友	章	君
保健福祉 子育て課参事	葛	西	十	夢	君
住民生活課長	阿	部	泰	之	君
環境課長	川	口	武	正	君
農林課長兼 農業委員会事務局長	寺	澤	英	樹	君
農林課参事	佐	藤		司	君
水産課長	川	村	勝	幸	君
商工労働観光課長	白	石	秀	之	君
建設課長	濱	野	真	行	君
建設課技術長	伊	藤	正	吾	君
砂原支所長兼 地域振興課長	柴	田	正	哲	君
町民福祉課長	奥	山	太	崇	君
教 育 長	毛	利	繁	和	君
学校教育課長	坂	田	明	仁	君
学校教育課参事	藤	嶋		希	君
学校教育課参事	萩	森	敦	史	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須	藤	智	裕	君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木	村	忠	公	君
給食センター長	敦	賀	靖	之	君
特別養護老人ホーム 総務係長 兼生活相談係長	西	崎		守	君
国保病院事務長	千	葉	正	一	君
上下水道課長	水	元	良	文	君
消 防 長	松	居	順	一	君
消 防 次 長	佐	山	寿	一	君
消 防 署 長	松	田	光	治	君

○出席事務局職員及び総務課職員

事 務 局 長	関	孝	憲	君
---------	---	---	---	---

議事係長兼 庶務係長	長谷川 拓哉 君
庶務係	木村 友理香 君
総務係	近江 篤市 君
総務係	山内 梨沙 君
財政係	三澤 拓海 君
行革DX推進係	佐藤 晴 君
人事厚生係	三春 このみ 君
人事厚生係	山崎 友也 君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 発議第 1 号 議会改革調査特別委員会中間報告書
- 3 承認第 1 号 令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 8 号）
- 4 議案第 1 号 森町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 2 号 森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 3 号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 4 号 森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 5 号 森町議会議員及び森町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正する条例制定について
- 9 議案第 6 号 森町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 7 号 令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 9 号）
- 11 議案第 8 号 令和 7 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 12 議案第 9 号 令和 7 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 13 議案第 10 号 令和 7 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 14 議案第 11 号 令和 7 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 15 議案第 12 号 令和 7 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 16 議案第 13 号 令和 7 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 17 議案第 14 号 令和 7 年度森町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 18 議案第 15 号 財産の取得の変更について【水産化ナトリウム購入 95, 140kg】

- 1 9 議案第16号 財産の取得の変更について【ポリ鉄R購入 108,710kg】
- 2 0 意見書案第1号 最高裁判決に基づき生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書
- 2 1 意見書案第2号 クマ対策推進のために国の責任で予算措置の拡充などを求める意見書
- 2 2 議員の派遣について
- 2 3 休会中の所管事務調査等の申し出

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

令和7年第1回森町議会12月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第4条第3項の規定により、12月会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者をはじめ皆様にお願ひがございます。議場における携帯電話の音は本会議の妨げとなります。マナーモードに設定するか電源を切つていただくよう、ご協力お願ひします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席2番、河野文彦君、議席3番、高橋邦雄君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（木村俊広君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日から12月11日までの2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力お願ひ申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供してありますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（木村俊広君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

○町長（岡嶋康輔君） 行政報告を行います。

9月会議以降、本日に至るまでの主な活動についてご報告申し上げます。なお、参考資料をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

今年度は、合併20周年という節目の年であることから、10月4日に新町森町誕生20周年

を記念し、式典を執り行いました。議員の皆様をはじめ、関係各位にご出席をいただき、盛大に開催することができましたことについて、まずはお礼を申し上げます。また、公務多忙の中、国会議員、道議会議員、静岡県森町、青森県外ヶ浜町からもそれぞれ祝辞をいただき、感謝を申し上げる次第です。

式典では、町民投票で決定した町公式キャラクター、いかもりくんのお披露目もいたしました。また、森町にゆかりのある国際派ピアニストの黒木雪音さんにも情感豊かな演奏を披露していただき、式典に花を添えていただきました。

式辞でも述べさせていただきましたが、今後の森町を担う子供たちに誇れる郷土を受け継いでいくために、私たち自身が努力を惜しまず、知恵を出し合い、手を取り合って歩んでいかねばなりません。そのためにも、将来に向けて発展を続ける持続可能な行政運営に取り組み、引き続き課題を価値に変える挑戦者あふれるまちづくりを進めていく所存であります。

また、今年は静岡県森町で合併70周年、青森県外ヶ浜町では合併20周年の年でありますので、木村議長とともに記念式典に出席させていただきました。それぞれ節目の年を迎えた両町とより一層の絆を強め、今後も観光や文化、教育など、幅広い交流と連携を強化していきたいと思いを新たにしたところであります。

市街地に近づくヒグマによる被害の未然防止と現場での適切かつ迅速な対応力の向上を図るため、11月10日に森町緊急銃猟マニュアル検討会議を行いました。自治体の判断で市街地での発砲が可能となるに当たり、様々な課題の整理や関係機関との評価を図る必要があることから、森警察署、猟友会、渡島総合振興局などと過去の事例の検証を基に安全対策について具体的な議論を重ねました。今後も実践的な訓練などを通じて現場の声を反映させたマニュアル改定を行うとともに、備えの質を高めて町民の安全を図ってまいります。

さて、去る12月1日に新もり保育所が開所いたしました。長年地域に親しまれてきた森保育所と新川保育所の歴史を継承しつつ、時代に即した保育環境を整えるため、約5年にわたる検討と整備を経て完成したものです。さきに行われた森保育所、新川保育所の鍵返納式では、長い歴史を見守ってきた保育所への感謝を込め、年長児手作りの大きな鍵を私に返納していただきました。最後は、「ありがとう。さようなら」と元気いっぱいに声を合わせ、これまで過ごした保育所への思いを伝えていただき、地域に惜しまれながら閉所となりました。

11月30日に行われた落成式では、工事経過報告や関係者によるテープカットなどが行われ、もり保育所が地域の皆様に末永く愛され、未来を担う子供たちの健やかな育ちの場所となることを願いつつ、新たな保育所として歴史への一步を踏み出すこととなりました。そして、迎えた開所日当日、園児たちは新しい保育所に足を踏み入れ、目を輝かせながら真新しい遊具や広々とした空間に歓声を上げていました。その姿は、町の未来への希望そのものであり、私たちが進めてきた保育所整備事業の意義を改めて感じさせる瞬間でした。今後も施設の運営管理に万全を期し、地域の子供たちの健やかな成長に資するよう力を尽

くしてまいります。

次に、ＪＲ赤井川駅の状況についてです。ＪＲ北海道より利用者の少ない駅に関して全道レベルでの見直しをしており、赤井川駅が対象になっているとの説明を受けております。今後地域住民の声を聞きながら、地域交通の確保を実現するべく方針を定めていくことといたします。

続いて、風力発電建設計画について報告があります。町内森川地区において東京に本社を有します三菱マテリアル株式会社が風力発電所の事業可能性調査に着手し、その一環として風況観測を開始すると報告がございました。同社によりますと、同社社有林内に出力４,２００キロワットから６,１００キロワット級の風力発電機、最大１４基を想定しており、最大出力５万８,８００キロワットで２０３６年度の運転開始を検討しているとのこととあります。今後は、風況調査や環境アセスメントを含む調査等を含めて地域住民への説明会及び関係機関との意見交換を重ね、計画を進めてまいるとのこととあります。同社からは、地域環境を最大限考慮し、事業を通じて地域に貢献していきたいと説明を受けております。今後も環境面等へ十分配慮の上、行政、事業者等が共に森町の再生可能エネルギーの進展並びに地球温暖化防止に努めていくことが望ましいと思うところであります。

１１月５日の会計検査院決算審査報告及び報道各社に報じられました町内事業者の補助金不正受給に関し、当町職員の非違行為について町民の皆様には多大なご迷惑、ご心配をおかけしましたことを心よりおわび申し上げます。当該職員は、本来事業者に対し審査、指導する立場にありながら、適正な契約手続である入札の実施に関する指導を怠り、入札を装った書類を自身で作成し、虚偽の入札結果を報告しておりました。また、これらの書類の承認を受けることなく公印を押印するなどの行為を行っておりました。なお、当該職員に対しては、確認した事実を基に厳正に対処してまいります。また、このような不正が発生したことは極めて遺憾であり、今後職員に対し改めて綱紀粛正と法令遵守を徹底するとともに、再発防止と町民の皆様の信頼回復に取り組んでまいります。

最後となりますが、森町公民館の閉館についてです。複合施設整備については、令和４年度より本格的な検討を始め、令和５年度には基本構想を策定し、令和６年度から７年度にかけて基本計画の策定に着手してまいりました。基本計画では、施設の機能や規模ばかりではなく、計画の裏づけとなる財源の検討も必要となることから、今般施設整備を見据えた財政シミュレーションを実施いたしました。もとより、この複合施設整備には多額の費用が必要となることは検討当初から想定しておりましたが、財政シミュレーションの結果が明確に示しているとおり、今こそ新たな行財政改革に取り組み、そのことによって施設整備並びにさらなる産業振興や福祉、子育て、教育の充実等に向けた投資を実現しなければならないと考えております。

一方で、この行財政改革の実施により、当初予定していた施設整備のスケジュールに遅れが生じる可能性があります。このことから、先般発生したカムチャツカ半島地震災害対応への振り返りで整備した観点も含め、老朽化した公民館の継続利用について検討を行

ってきた結果、森町公民館については早期の閉館が急務であるとの結論に至ったものであります。

なお、森町公民館の閉館に関しましては、12月15日及び17日に町民意見交換会を開催する予定であります。日頃公民館を利用されている町民の方にはご不便をおかけすることになります。何とぞご理解いただくようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（木村俊広君） 日程第5、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行うとともに、答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局も含め不適切な発言についても十分注意されるよう、併せてお願いいたします。

初めに、永住外国人への住民投票権について、森町小中学校における全国学力の低下について、森町の公印の取扱いについて、議席8番、千葉圭一君の質問を行います。

まず初めに、永住外国人への住民投票権についてを行います。

○8番（千葉圭一君） それでは、質問させていただきます。

まず、永住外国人への住民投票権について。今年度当町において永住外国人数名が住民として登録されておりますが、選挙権が付与されておられません。当町に長く住んでいるのに、町をもっとよくしてもらいたいと思う気持ちがあるのにもかかわらず、その選択をさせてもらえない、地方自治の選挙に1票を投じさせてもらえない、その1票を投じさせてほしいという要望があります。

ただ、選挙権となると、憲法93条第2項において、地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定める吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙するものと規定していますが、住民とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であるという意見と、もう一方で地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってもその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な環境を持つに至ったと認められるものについて、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員などに対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないという意見があり、結果地方自治体での判断を法に委ねるしかないと考えます。

そこで、第一歩として住民投票権であれば町との関わりにおいて、まちづくりに参加することができるものと考えられ、住民投票の権利の対象者とする考え方もあります。

公職選挙法が適用されない選挙には、国籍条項はありません。一部住民投票条例には外国人に投票権を認めている地方自治体があるそうです。

共生社会が進む中で、町長として永住外国人に対し住民投票権付与をどのようにお考えなのか所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

現状の公職選挙法では、公職選挙の有権者は日本国民であると規定されています。そのため、日本国籍を持たない永住外国人は、たとえ日本に長年住んでいても公職選挙で投票することはできません。

選挙権を得るためには、日本国籍を取得する必要があります。住民投票の外国人の投票権については、現状町としては認めておりません。投票権の拡大には、国、地方の法制度の改正を伴う場合が多く、法的安定性と公平性を確保する観点から慎重な検討が必要です。これらを総合的に勘案した結果、永住外国人の住民投票権の付与につきましては、現段階において町の方針として考えております。

一方で、住民としての地域自治活動や地域文化への参加については、外国人を含む全ての町民が積極的に参画できる機会を確保してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○8番（千葉圭一君） 町長は、永住外国人に対しての住民投票権という付与を町は認めないというふうにお考えというご発言だと承りました。その理由が私にはよく分かりません。町としては、当然町の首長であるわけですから、そういうふうに決めたと言われたらそれまでかもしれませんが、選挙権は帰化すると確かに得られます。でも、それは国政選挙にも参加できますし、立候補もできるのです、帰化すれば。ただ、地方自治という部分において、ここにずっと長年住んでいて、町民の登録はされて税金等も払って、なおかつ町民の皆さん方と一緒にいろんなことをやってきていると。そういった方々に対して、もし今後地方自治体の重要事項について、住民が直接賛否を表明する案件が出た場合でも、一緒に住んでいる永住外国人に対して住民投票権を与えないというのが、やっぱりその辺は私にしたら理解できないのですけれども、再度その地方自治体として今後重要事項について住民が直接賛否を表明する案件が出た場合、当然住民投票を行うとは思いますが、そのときにも外国人の住民投票権を認めないというふうなお考えなのかどうか、もう一度お聞きします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

まず、観点というか論点を少し整理させていただきたいと思います。議員お話しの住民投票が必要となった際のことにしましては、まずその案件自体がどういったものか、その内容がどのような影響を及ぼすものかに関して総合的に判断をしなければならないと考えております。一方で、住民投票を必要とする、その以前において、間接的な参政権というか、まちづくりに対する意見の述べ方、述べる手法としましては、地域にお住まいの方

であれば議員皆様に間接的に通じて、この町に対していろんな意見を述べるということが現時点でも可能でございます。そういった観点からも、この住民投票を目的とするのではなく、これはある意味手段の一つであると認識しております。今後におきましても、そういった住民投票が必要になる、そういった事案が発生した際には、そもそもそれをするのかどうなのかということも含め、これは議会に上程してご審議いただかなければならない状況になると思います。

現状においては、重ねての答弁となりますが、先ほど申したとおり、これは町としては今現在認めるという方向には考えておりません。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○８番（千葉圭一君） 町長のお考えはよく分かりました。

もともと住民投票権は、森町には条例制定がないものですから、その以前の問題ではあるのですが、そういうふうを考えますと、住民投票の条例を今後も制定する予定はないと判断した場合、それは常設型の住民投票ではなくて、個別型、要は案件ごとに住民投票の条例を定めて実施すると。もしそういう案件が出た場合ですね。というふうに今の発言を解釈しました。

そうすると、そのとき案件ごとにそれが、例えば永住権を持つ外国人の方々にも、そういうときは条例の中で定めようとか、ではこれは省こうとか、そういった案件ごとに実施するたびに、その条例を決めるときに内容を変えていくというふうにはできるわけなのですか、そういう点についてはいかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

１点、誤解のないように、まずお話ししておきたいと思います。当然地域にお住まいの方、これは国籍がどこの国かどうか、そしてまたそういった様々なものに関して、何か町においての意見を述べる、そういった権利というか、根本的にあるそういったものを排除する、そういう意図はございません。基本的には、住民投票が必要になるような案件の中身に関して、それに対比するような対象者、内容、そしてまた条例の中身、住民投票のやり方、これはいろんな多岐にわたるものがその場合、場合において検討されるのかなと思います。あらかじめ住民投票を想定しておいて、包括的に実施できるような条例制定というものは現時点では考えておりませんが、一般的には議員ご指摘のとおりそういった住民投票、直接的に町民が求める、そういったものを住民投票で決めなければならない、そういった案件が発生した際には、それは改めて内容等々を整理して総合的に判断したいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 永住外国人への住民投票権についてを終わります。

次に、森町小中学校における全国学力の低下についてを行います。

○８番（千葉圭一君） それでは、２つ目の質問をさせていただきます。

森町の小中学校における全国学力の低下についてお尋ねいたします。令和7年度4月に実施された全国学力調査の結果が10月に公表されましたが、小学校では過去3年間を比較しますと、令和5年で国語61点、算数51点、令和6年度で国語60点、算数46点、令和7年度で国語57点、算数42点。中学校では、令和5年度、国語70点、算数45点、6年度では国語54点、算数が50点、7年度では国語44点、算数35点となっており、小学校も中学校も年々正答率が低下している状況です。

ただ、令和5年度と令和6年度は、分類別に見ると北海道や全国平均を上回る項目もありましたが、7年度はどの項目も北海道や全国平均を下回っていることが分かりました。ただ、全国的に見ても各教科の平均値が下がっている実態はあります。森町教育委員会としての今後の改善方策は、具体的にどのような内容になるのでしょうか。

また、全国的な保護者に対する調査では、学校以外での勉強時間が短くなり、スマートフォンやテレビゲームの使用時間が長くなっているそうです。そういう影響は、森町の子供たちにもあるのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。教育長の所見をお伺いします。

○教育長（毛利繁和君） お答えいたします。

全国学力・学習状況調査は、子供たちの優劣を図るものではなく、生きる力の育成を目的とした教育の一側面として学力や学習状況の実態を把握し、今後の指導、改善に生かす目的で行っています。本町としても、結果を子供たちの多面的な成長に結びつける観点で受け止めております。

令和7年度調査の本町の結果は、小中学校において北海道及び全国平均を下回る状況でした。各項目を今後の指導改善に生かすべく活用したいと考えております。

本町では、児童生徒の学力実態把握について重視し、ほかにも標準学力調査や知能検査を実施しております。対象は、小学校2年生から中学校3年生までとし、一人一人の理解度や経年変化を見詰めています。これらの活用で適切できめ細やかな指導が可能になると考えており、生きる力の育成につなげています。

家庭学習やメディア利用の状況についてですが、家庭学習時間は全国や北海道と大きな差はなく、1時間以上学習する生徒の割合は全道平均を上回っています。一方で、ゲームや動画視聴の時間は全国平均より高い状況です。こうした傾向は、学習習慣に影響を及ぼす可能性があり、家庭、学校、地域が連携し、粘り強く改善を図る必要があると考えています。

こうした学力や家庭学習についての改善方策の一つは、習熟度別指導やチームティーチングなどのきめ細やかな体制、電子黒板活用などによる双方向事業の推進、指導力向上に向けた研修の充実など、指導の仕方の工夫改善です。

いま一つは、学びたいときに場所を選ばず、個別に取り組めるAI型ドリルの活用、自分の学習状況が見える化でき、目標を持ちやすいアプリ、ノート、チェックシートなどの活用による主体的な家庭学習習慣の定着です。

今後も学校の自律性を図りながら、これらの策が継続的な取組となるよう支援してまいります。子供たちが将来にわたり自ら学び、成長できるよう取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○8番（千葉圭一君） 今の答弁で十分、私のほうとしてはよく分かりました。ただ、もう少しだけ質問させていただきます。

森町で出している今後の改善方策として、具体策の中で町全体での取組の推進の一つに、保護者や地域と連携し、先ほど教育長もおっしゃっていましたが、子供たちの学びを多面的に支援する体制を整えるという方策がございました。先日、部活動地域移行フォーラムに参加させていただきましたが、頂いた資料の中に北海道の子供の現状として令和6年度全国学力・学習状況調査の結果で「朝食を毎日食べていますか」の質問に対し、「食べている」、「どちらかといえば食べている」と回答している児童生徒の割合は、小学校が92%、中学校89.3%で、どちらも全国より低くなっています。これは、北海道全体の数字ですけれども。また、学習時間では、「学校の授業以外に1日1時間以上勉強していますか」という質問に対しては、先ほど教育長が答えていただいたので、これに対して心配はしていないのですけれども、ちなみに全道の平均は小学校52.4%、中学校では57%で、こちらも全道として見たら低くなっています。逆に、携帯電話とかスマートフォン、SNSや動画視聴を1日2時間以上していると回答した児童生徒は、小学校39.3%、中学校は61.1%と、これは全国より高くなっています。これは、全道平均です。森町では、朝食や学校の授業以外の勉強時間とか携帯電話やスマートフォンの視聴時間等、どのような数字になっているのでしょうか。

今突然に質問しても、お手元にデータがなければ、逆に毎年このようなアンケートなど実施して、データの蓄積をして、それを分析して、より具体的な内容で学校単独ではできないけれども、先ほど教育長がおっしゃった保護者とか地域との連携も含めて、そういった保護者との連携を取ることが望ましいと思うのですが、教育長の所見をお伺いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時39分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○教育長（毛利繁和君） お答えいたします。

こうしたデータの蓄積についてなのですが、ただいまの項目、議員おっしゃった項目については、全て全国学力・学習状況調査の中で取っておりますので、当然該当の学年の数値は経年で図っております。

ただ、全国学力・学習状況調査については、小学校6年と中学校3年というふうに、小

中学校の出口調査になっておりまして、これをその年度も含めて生かすというふうになっております。この朝食の毎日食べているかの数字については、後ほど示させていただきますが、全道、全国平均と比べて決して大きい数字にはなっていないというのが本町の現状になっています。それから、学習時間は先ほど答弁で述べたとおりなのですけれども、確かにメディアに係る時間が長いというのが本町の児童生徒の実態というふうに捉えてはいます。

こうしたアンケートの積み重ねというのでしょうか、データの積み重ねによって、既に各学校のほうでその蓄積したデータからどういった学年、あるいはどういった分野で強み、弱みがあるかということのを当然把握してしまっていて、それを教職員と共有しているということにはなっております。それが指導に生かされるという形です。

議員もすごく懸念されている、ご心配なさっているメディアの活用時間なのですけれども、これはルールを取決めしている自治体も幾つかございますけれども、一番の目的は先行き不透明な時代にあって、自己コントロールできることが最大の目的です。したがって、先ほど答弁の中でも触れたように、各学校で自分の帰ってから家庭での生活時間の使い方について、アプリだとかノートだとかアンケートというのかな、評価票みたいなものを作って、それを自分で振り返ることによって生活を見直すというような取組も全学校で進んでいるところです。これらが最終的には一番、実は議員も集会のときに目にしたような、子供の実態はこうなっていますよというようなデータ等については、チラシ等で配布はしているのですけれども、チラシ等で配布してもなかなか響いていないという実感もありますので、今各学校で、近年と言ったほうがいいと思うのですけれども、強化しているのは懇談会です。2者懇談、3者懇談と称して、親御さんと学校と、あるいは親御さん、それから子供、学校というような、そういう懇談の中でこういうデータに、個々のデータに触れるということをしております。そういう中で、なかなか一朝一夕に効果がぐんと見えていないのが現状ではありますけれども、粘り強く取り組んでまいりたいと思います。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○8番（千葉圭一君） 今後ぜひ、簡単にはいかないと思うのですけれども、粘り強く進めていただければと思います。

最後になりますけれども、現状の教育現場では、学校の先生方もご苦労なさっていることだと思います。何せ3年連続、日本の教員が世界一多忙だと言われているわけですから。

それで、子供たちの学習面でお尋ねします。応用力を身につけるのには、基礎をしっかり固めることだと言われてしています。基礎なくしては、応用力はないというふうな、逆に言えばそういうことになりますね。それについて、教育長はどのように思われているのかなと。

今後の改善策として掲げている具体策の一つの小中連携による教科等の系統性、連続性を踏まえた学習指導においてというふうに具体策には書いてありましたけれども、この部分でさらなる基礎学習の習得を意識した、もう一步踏み込んだ指導が必要かと思われま

すが、教育長の所見をお伺いします。

○教育長（毛利繁和君） お答えします。

まず、応用力と基礎のお話をさせていただきました。これは、どのように表現するのがいいのか難しいのですけれども、階段方式、組み上げ方式で基礎がまずあって、その上に応用力があるというのが一般的な考え方で多分今まではあったと思うのですけれども、現在は、実はこの境目というのが、行ったり来たりというような、そういう学び方に変化しつつあります。全てがそうではありませんけれども、基礎をしっかり固めて応用に入るという形もありますけれども、応用的な、つまり課題を解決する中で基礎を調べたり習得したりしながら、またその応用と言われる課題の解決に向かうということが以前に比べると学習内容としては多くなっております。ですから、必ずしも基礎が完全にまずあって、その上に応用というよりは課題解決なののですけれども、課題解決をする中で基礎のほうにアクセス、あるいは振り返りというような、そういう形態が増えています。ですので、私もちょうど基礎を固めるのに、つまり繰り返し学習というやつなののですけれども、そればかりが基礎の習得につながるものではなく、課題解決をする中において基礎的な事項に触れていくというのが非常に重要な力だと思っています。なぜなら、将来子供たちが迎える社会というのは、本当に課題を目の前にしたときに、自分でそのときに調べる力とか、そのことを活用して解決していく力、こういうことが重視されているからです。応用と基礎については、そういう考えを持っています。

では、そういうことを踏まえて、小中連携、あるいは幼小中、幼小中高、これらが非常に実現の可能性があるのが森町だと思っています。現に砂原地区では、本当に幼小、あるいは幼中とか幼小中、これらの連携が非常に進んでおりまして、同じような体験活動を一緒に行ったりしているところです。ということは、どのように進めるかという段階において、例えば小学校と中学校の内容が重なっていたりとか、もろもろのことが実は出てくるのがこの教育課程の今の難題と思っています。ですから、そこを整理しながら、あるいは一つの活動を通していろんな教科や分野にわたるような、そんな組替え方を学校の努力で今いろいろしているところというふうに認識しています。

最後に、基礎学力というか、基礎学習の習得というお話が出ましたけれども、これは本当に重要なことで、学ぶことの本当に基本的なところは、突き詰めていくとやっぱり子供の意識を学びたいとか調べたいとか知りたいとかも、そこに物すごく依拠している部分がございますので、そういう点も踏まえて、これからの教育活動づくりに学校の先生方といろいろ懇談しながら進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（木村俊広君） 森町小中学校における全国学力の低下についてを終わります。

次に、森町の公印の取扱いについてを行います。

○8番（千葉圭一君） それでは、質問させていただきます。

森町の公印の取扱いについてご質問させていただきます。今年度4月に会計検査院の実

施検査が入り、残念ながら一職員が振興局に提出する書類の決裁を一切取っておらず、また公印台帳に記載せず、公印を押印していたことが発覚しました。当時の職員の上司も公印を管理する総務課も気づかず、不正な公印を押印することを行ってきたわけです。

現行の公印規程第10条では、公印使用簿に必要な事項を記載すれば、誰でも公印を押印することができることになっていますが、規程を見直したり職員からの押印依頼のフローを見直したりするべきではないでしょうか。

今後同じ過ちが起きないように、どのように取り組んでいくのか町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

本年4月に会計検査院の实地調査を受けた際、振興局に提出する文書について、決裁による承認を得ないまま押印され、公印使用簿に必要な事項が記載されていない状態で文書が発出されていた事案が判明しました。これらの事実は、公印の適正な取扱いが確保されていなかったことを示すものであり、行政運営上重大な問題として重く受け止めております。再発防止に向けましては、今後公印を押印する文書が決裁を得て承認済みであることを管理職が確認した上で、押印する職員が各課に新たに設置する公印使用簿及び総務課に備えつけの公印使用簿の双方に必要な事項を記入した上で押印する運用へと改めます。

あわせて、職員一人一人が全体の奉仕者であることを改めて強く自覚し、法令遵守と倫理意識の徹底を図るための職員教育を実施します。

また、非違行為を行った者に対しては、地方公務員法及び森町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に基づき、厳正な処分を行うことを周知し、教育と処分を併せて運用することにより、再発の芽を摘み取り、信用回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

公印は、行政文書の真正性を担保する極めて重要なものであり、その不適切な使用は行政への信頼を損なうものであります。本件を厳正に受け止め、今後は必要に応じて追加の是正措置を講じ、適正な公印管理の徹底に努めてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○8番（千葉圭一君） 町長、最後に1つだけお尋ねいたします。

今町長の答弁の中で、今後の公印の進め方について、取扱いについてのご回答をいただいたのですが、本来その所管している、決裁をもらうというのは、その所管している課長が決裁する。その所管をする課長が決裁したものが総務課に行って、総務課はその決裁しているかどうかをチェックする人が今後そこにいる。その上で公印を押印する、そういう流れの説明だと解釈したのですが、それでよろしかったでしょうか。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時57分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○総務課長（濱野尚史君） 事務的な部分も含みますので、私のほうからご説明させていただきます。

今町長が先ほど答弁した内容について、実務的なこととお話しさせていただきますと、私たち今決裁文書は全て文書管理システムの電子決裁で行っております。当該決裁文書が決裁になったかどうかについては、システムで確認できることになっておりますので、当該職員がこれから総務課のほうで押印をしに行く前に、その当該文書が既に町長の、あるいは副町長まで伺って、文書の流れでいろいろ決裁区分ありますけれども、当該文書が決裁済みとなっているかどうかを担当課長がシステムで決裁済みになっているかどうかを確認して、決裁済みになっていることを確認したら、当該職員は今度各課に公印台帳も整備しますので、それに書いて総務課に来て、今度総務課に備えている公印台帳にも記入をして押印をします。何かあったときに、総務課に備えている公印台帳と各課に備えている公印台帳に違いがないかどうかを確認するために、今まで総務課だけ置いていましたけれども、今後は各課にも押印するための公印の台帳を整備して双方で確認するという流れを取ることに対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 再々質問。

○8番（千葉圭一君） 私の理解不足なのかもしれませんが、職員が文書を作成した後、当然所管の課長に決裁をもらう。その決裁が、今電子印とおっしゃったように聞こえたのですけれども、電子印ではないのですね。すみません。

電子印だとしたら、電子印では押せるものと押せないものがあるというふうに解釈していたものですから、そうではなくて、この書類を既に課長に、ラインか何か分かりませんが、メールか何か分かりませんが、それで決裁をもらう。もらった状態から、自分の各課で申請の台帳に書いて、それをまた総務課行って、総務課でまた台帳に書いて押印をする。多分私の最初の、そこの各課でやることの文書を起こした後のその人の流れが私理解できなかったものですから、もう一度ご説明をお願いできますか。申し訳ありません。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時01分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま休憩の中で電子決裁についての説明がありましたけれども、こういった形でよろしいですか。

○８番（千葉圭一君） はい、よろしいです。

○議長（木村俊広君） 再度何か質問したいことありますか。よろしいですか。

○８番（千葉圭一君） ないです。

○議長（木村俊広君） それでは、以上で森町の公印の取扱いについてを終わります。

以上で議席８番、千葉圭一君の質問は終わりました。

11時10分まで暫時休憩します。

休憩 午前１１時０１分

再開 午前１１時１０分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、公民館、役場庁舎の建て替えについて、森町の財政状況の見通しについて、職員の非違行為への対処について、議席６番、野口周治君の質問を行います。

初めに、公民館、役場庁舎の建て替えについてを行います。

○６番（野口周治君） 町は、複合施設建設の基本計画の検討を一旦止めることにしました。資料を見て、物価高騰も踏まえ、きちんと検討されたことが分かりました。残念な結論ですが、箱物投資に突き進んだ挙げ句、行き詰まる自治体がある中で、誠実な判断です。

ただ、この計画の発端は、施設の老朽化、特に耐震性が弱く、強い地震が来ると潰れてしまうおそれがあることでした。これらの施設は、ふだんから町民が利用しており、大切なデータがたくさん集まっていて、職員が働いています。非常時には、活動の中心となるべき施設です。町の財政も町民の暮らしも苦しい中ですが、町が潰れるおそれのある建物を使い続けてはいけません。

同時に、例えば町民が日常的に利用している公民館について、住民の活動はどうやって保障していくのでしょうか。来年春には使用を停止するそうですが、町民の中にはうわさを聞いて自主的な活動は勝手にやれということか、自分たちで場所を探せということかとの声さえあります。

これらの施設について、また町民の安全と活動の両方の保障についてどうしようとしているのかお答えください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

先般複合施設整備につきましては、財政シミュレーションの結果、当初計画どおりの整備を進めることは現状の財政状況においては極めて困難な状況であることを説明させていただいたところであります。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、公共施設は日常的に町民の皆様が利用されているものであり、行政としてのデータ蓄積や職員の業務継続を支える重要な社会インフラとなっております。

これらの施設が大規模地震時に機能を喪失するリスクは、住民の安全と生活の安定に直

結する重大な課題であると考えております。複合施設の整備計画につきましては、施設の老朽化と耐震性不足という切迫した課題、そして災害時に行政機能を継続させるという責務から生じたものであり、これらの観点から複合施設の整備事業につきましては財政状況に余力があるから実施するという事業ではなく、実施しなければならない事業であると考えておりますので、現状を単に立ち止まると捉えるのではなく、行財政改革と同時並行で着実に前に進めていく必要があると考えております。町としての責務を果たすため、財政健全化と施設整備の両立に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。

また、この行財政改革の実施により、当初予定していた施設整備のスケジュールに遅れが生じる可能性があります。このことから、先般発生したカムチャツカ半島地震災害対応への振り返りで整理した観点も含め、老朽化した公民館の継続利用について検討を行ってきた結果、森町公民館については早期の閉館が急務であるとの結論に至ったものであります。

また、森町砂原公民館につきましても、当面の間は利用を継続いたしますが、現在の耐震基準の対象となる以前の昭和55年に建築されていることから、安全性を考慮し、法的には必須項目とはなっておりませんが、耐震診断を実施した上で継続利用の可否について判断をさせていただきたいと考えております。

森町公民館の代替施設としては、規模は小さくなりますが、森町さわやかセンター・砂原を考えており、現在各種調整を進めております。森町さわやかセンター・砂原を文化活動の拠点としながら、森町砂原公民館と一体的に活用を進めていきたいと考えております。

なお、12月15日及び17日には、森町公民館及び森町砂原公民館を会場として代替施設の説明を行いながら町民意見交換会を開催する予定であります。その意見交換会以降に公民館を利用されている皆様より、次の活動希望場所等を聞き取りさせていただきながら、活動されている皆様と一緒に課題の調整を行っていききたいと考えております。

今まで森町公民館を利用されておりました町民の皆様のご不便が限りなく極力少なくなるよう、現在ある建物を有効活用しながら森町公民館閉館後の活動場所についての検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） 問題の構造と対応の方向性については、よく分かる話なのですが、私はこうではないかと思うのです。来年の4月に公民館を閉めますという話をしている。例えばつい先日、文化祭の反省会を、これは文化団体が集まってやりました。この時点で既に今回の反省を来年に向けて生かさなければいけない場です。同時に、今回を踏まえて来年度以降どういう文化活動をみんなでつくりましょうかという話をする場であるべきだと考えるわけです。

同じように、各サークルは既に今年の例えば文化祭が終わった。文化祭を節目にしているサークルであっても、来年度私たちはどういうふうに活用しようかを考えるはずで

ただ参加するのではなくて、自分たちが何をやりたいのか。来年度どうしていきたいのか。5年後にはこんなふうになりたいねという中に今のタイミングがある。つまりこれからのことを考えようというときに、4月以降使えないという事実だけが示された。まさか町が使える施設はこれだけです、何とか考えてくださいなんて言っているとは私は思わないですが、そういう理解の人が既にたくさんおります、町内に。大変な怒りの声もあります。

私は、コミュニケーションとして、さっき申し上げたような今後のことを考える上で出せる材料は今の時点でちゃんと示すべきだ。具体例を挙げます。例えば今さわやかセンター・砂原、大きい部屋が1つ、小さい部屋が2つ。片方は畳の部屋です。小さいと言ってもそれなりの規模ですが、たった3室です。公民館の代替といって、この瞬間に部屋が足りない考えるのは、誰が考えたって当たり前。では、どうするのかということになるのは当たり前です。であればそこで、ではほかに施設はないのか。町が関われる施設はないのか。例を挙げれば、会館だってあります。だけれども、会館は町内会で管理しています。いろんな行事でたくさん使っているところもそうでないところもあります。使える使えないもあります。これに対してどうするのですかということがメニューの中にも見えてこないような話で、そんな時間感覚でいいのですかというのがサークル側の考え。

サークルでなくても、来年のいろんな活動を役場だってやらなければいけない。免許の更新の話があります。どうしますかということもあります。そういうことを織り交ぜて検討して、来年4月から動かなければいけないのに、今のタイミングで15日、月の半ばに、もう年末前です。話をするから、それから聞きます。そんな話ではないのではないですか。タイミングとして、ずれ感が大き過ぎると思う。本当に町民の活動を保障したい、町の文化活動やいろんな取組を進めたいと思っているのであるならば、今の時点で分かっていることは出す。最終結論はともかくとしても、例えば会館を借りるのにお金がかかるけれども、公民館と同じような保障ができないか考えていますよの一言ぐらいどうして言えないのかというのが私は分かりません。そういうことに思いが至っていないということなのか、考えているのだけれども、最終的に結論出ていないから言えないということなのかによっても話は全く変わってくると思います。私は、結論があろうがなかろうが、考えるべきことは考えているというメッセージを出すべきだと思うのです。そういう想像力と一緒に考えようという姿勢がなければ、決めるまで待てというお沙汰政治です。こんなことでは駄目だと思います。

町民は、町に期待しているのです。私たちに交流活動をやってほしいと思っているのだね。そういう中で、複合施設が5号線の近くにいただけでも、もう活動できないよという人たちもこれまでいました。だけれども、砂原まで行ってねと言われた瞬間にどう思うかです。このことは、今現に砂原から森地区にやってきて活動していますよね、同じではないですかなんていう議論とは違うはずですよ。今のところからスタートしているのだから。そういう町民が考えるであろうこと、当然考えるはずのことを踏まえた話をしてもらわないと、それ以前から15日はスタートしてしまう。前に向かう前のところからスタートする

はずです。それでは困ると思うのですが、いかがですか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員お話しのご指摘の件、まず最初に、最初の答弁でもお話しさせていただきましたが、町といたしましてはどういった情報を第一に出すか、それはやはりあの建物が使い続けられないということをまず明確に私は出さなければならないということを第一に考えました。その中において、どのような発表の仕方というところまで考えが及ばなかったのは、それは確かに私の至らぬ点ではあるのかなと思います。しかしながら、町としては今現状のあの建物がどういう状況なのかということをしかりとまず町民の皆様にお示しする、安全性を担保できない建物なのだというをしかりとお伝えするということが最優先であると考えました。

そしてまた、議員お話し、町民の皆様の活動、これをどうやって担保すればいいのか。一部の町民の方から議員がお話しされたのかなと思いますけれども、勝手にやれとか勝手に考えれとか、そういうふうに思っているのか町はということが多分どなたかからお話しされたのかなと思います。しかしながら、そこは明確にそうではないということはこの答弁の中でお話しさせていただきますし、今後、今現状でお話ししますと、町の全ての施設、これをどこまで、どういった形で使えるように動かしていくか、変えていくかも含めて、担当課においては今情報収集、そしてまた各関係課で情報共有をして数字を導き出しているところでございます。

今月中に行われる意見交換会の中では、発表できるところまではしっかりと町民の皆様にお示ししつつ様々なご意見をいただき、当然活動に寄り添って、皆様と一緒にこの課題解決、活動の確保をできる限り検討し、考えていきたい。それは、私しっかりと進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） 私が指摘したようなことは当然考えているという、ある意味当たり前の答弁だと思うのですが、その中身について1つ。それから、物事の構え方について2つ。ミスコミュニケーションの例をもう一つ申し上げます。逆順で行きます。

まず、ある会合で町の担当者から施設が足りない、皆さんは会場をどうするか探しに行きたくなるよね。だけれども、今それをばらばらにやると混乱するから、勝手に探すなどという趣旨のことを言われた。それは、実務としてはそのとおりでしょう。そうではないのです。私は、そういうことを含めて調整していますよ。もちろん考えていますよ。そういういろんな施設、例えばこんなものがありますけれども、それを使う上では足をどうするの、料金はどうするの、利用調整はどうするの、町内の会館であれば予約の受付の窓口どうするの。管理だって大変ですよ。いろんなことが当然見えるわけでしょう。そういうことを考えていますよと言うべきだと言っているのです。コミュニケーションが不親切過ぎる、これが1つ目。

それから、2つ目、先ほど町長は、ご自身の考えが至らなかったという答弁をされて、今最後のほうで考えているということも言われた。そうでしょう。だけれども、町長が全部考えなければ動かないような組織なんか、組織ではないです。町長が大きな方針を示す、それに対して周りが、担当の人たちが問題点を含めていろんな意見を言う。方針を整える。そうしたら、その枠で走るのが組織です。つまり、この問題を町長が言ったとおりに、おうむ返しのように、ただ言うのではないのです。具体化して伝える場と相手によって展開するのです。方策を検討するのです。それを考えるのが仕事です。そういう組織が動いていないという答弁にさえ聞こえる。違う、そうではないです。みんなに期待をして、これについて考えてくれ。判断が必要なら持ってきてくれ。必要ないと思ったら、その範囲でどんどん言ってくれていいからねというふうに仕事はしないと前に進まないとは思いますが、だけれども、どうかというのが2つ目です。

もう一つ、時間軸で来年1月からいろんなことを決めて、みんな動き出そうという瞬間にさっぱり見えない、今のような状況ではまずいと思う。やはり15日に示すからではなくて、そのときには一通り全部整えたものを出すからと言うべきではないですか。そこで、まずさっきと同じようなことの話をして、皆さんの声これから聞きますみたいな話をしたのでは、みんな間に合わないです。そこをどうするのかということをお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

具体的に職員からの説明の内容に対して、それを受けた町民の方がそういった印象を受けたと。それも一つの原因ではないか。本当にそれはご指摘のとおりなのかなと思います。

これも、しかしながら誤解のないようにお伝えしておきたいのですけれども、私がまさにこの件に関してはトップダウンで決めさせていただきました。閉館時期に関しても、私が直接指示を出しました。そういった中において、様々な担当課がその瞬間からいろいろなことを検討し始めまして、会館の活用の可能性、今足りないこと、情報の伝達、本当にその場で考え得る一番の方法を考えて進みました。その結果として、町民の方々にそういった誤解、そしてまたご不安を与えたという点に関しては、これは全て私の判断の責任にあるのかなと思います。そういったことも含め、最初の答弁でもお話しさせていただきましたが、まずは最優先すべきは町民の皆様が安心して活動し続けられないのですよということをメッセージとして早急に出さなければならないということを一番の目的に置いておりました。

意見交換会の中で、これは当然できる限りの数値、調査の状況等々、今後の方向性も含め、これはしっかりとまとめて、可能な限りいろんな情報を出して説明できればなと思っています。順番として、もしかしたら議会にまだ説明していないようなことも意見交換会の中で説明するという状況も起き得るかもしれませんが、そこはご理解いただければと思います。改めて、今こういう状況であるということは、議会のほうにはご報告、説明させていただきます。

組織としてどうなのかということに関しましては、やはりこれは急を要する。では、

今までどうだったのだ、何やってきたのだという話にもなると思います。そういった面においても、これは今私が首長をして、町のトップとして行政運営をしている中においては、全てを包括し、その責任の中で判断していかなければならない。いろんなご批判もあると思います。そういったことも本当に前向きに、前向きにというか、しっかりと真摯に受け止め、この件に関しては説明させていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 公民館、役場庁舎の建て替えについてを終わります。

次に、森町の財政状況の見通しについてを行います。

○6番（野口周治君） 1問目で取り上げた複合施設の検討の一旦停止、厳密には停止ではないと思いますが、建設期間中に資金が不足するとの見通しによるものです。

この事態の捉え方として、その不足額を調達して検討中の複合施設を建設すればよいということではないと私は考えます。物価や人件費の高騰もあり、町政運営が財政面で苦しくなっている。それをどうするのかと考えるべきではないでしょうか。

そうだとすれば、今後森町は財政の立て直し、ないしは運営の見直しが必要になると考えますが、いかがですか。

さらに、資金が足りなくなりそうだ、この事態は夏頃には私の想像ではおおむね分かっていたものと想像しますが、来年度予算の検討には反映されていますか。

以上、お答えください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

初めに、町では行財政改革に取り組むことを先般の議会全員協議会の場で表明させていただきました。これは、議員のご質問にもあるように、複合施設整備に係る不足額を調達し、建設すればよいという考えの下、行うものではございません。複合施設整備につきましては、さきの質問で答弁させていただいたとおりであります。今後も物価や人件費の高騰が続くものと思われ、大変厳しい財政運営を強いられることが想定されます。

このような中にあっても、町は施設整備のみならず、さらなる産業振興や福祉、子育て、教育の充実等に向けた投資を実現しなければなりません。行財政改革に当たっては、現在の財政状況や行政運営などの実態を分析し、収支構造上の課題を聖域なく明確にして、目標値を設定することが大切です。その目標値を基に事務事業の見直しや歳入の適正化など、実効性のあるアクションプランを策定し、進めていく必要があります。

現在行っている新年度の予算編成に関しましては、これまで同様の予算編成期日にのっとり、事業の必要性等を慎重に見極め行っておりますが、今回の行財政改革においては大きな変化を伴うものであると考えますので、まずは行財政改革の基本方針を議会と共有させていただきます。その後、アクションプランを確定させ、行財政改革を推進してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） 3点、追加でお尋ねします。

まず、事態全体の理解ですが、財務指標を見る限り、決算の報告でもありましたが、大きな問題があるわけではない。しかしながら、何かやろうとすると、たちまち今回のようなことは起きている。今回は、複合施設までのいろんな条件というか、決定事項を基に積み上げて、かなり丁寧に作業をされたと理解をしましたが、ということは裏を返せば、まだ決まっていないいろんな案件、当然誰でも想像するような案件がここには含まれていない状態だという、そういう理解ではないかと思うのです。

具体的に例を挙げますと、例えば道の駅をどうしますか。これは、入っていないはずだと私は理解をしました。ですが、あります。ほかにもたくさんあるはずです。これらが織り込まれない段階で既に非常に窮屈な状態にあるよねというのが今回分かった。これは、事態認識を共有したいからの質問です。その責任を問うとか、そんな話ではありません。物事はどんな姿なのか、問題は何かということ共有したいのです。つまり、これから先、いろんなものが見えてきて具体化するたびに、さらに問題は深く、言い換えれば難しくなっていくはずだよね。この点がどうか1つです。

それから、2つ目に方向性についてです。今その手順としての説明を受けました。同時に、もう一つ私が大変気にしていることがありまして、こういう事態になると、これを一時しのぎのいろんな対策でもって、やった感を出すという事例が、残念ですけども、全国を見ているとあります。職員の給与を減らせみたいなのやつです。結局、そんなことをやってどうなるというのは、この町でももう既に経験済みですし、どこでも同じです。やるべきことは、オーソドックスなやり方できちんと根拠のあることをやる。つまり人気取りのためにこんなものを利用するような、利用されるようなことは許してはならないし、ちゃんと地に足のついた取組が必要だと思うのですが、その方向性はどうかというのが2つ目です。

それから、3つ目、ちょっと軸が違いますが、今いろんな、最後アクションプランまでというふうにおっしゃいました。これには時間が必要です。今にわかに町が財政的に潰れそうではないというのは、今2番目の質問の冒頭に共有したとおり、町からも説明を受けています。ですが、これから大きな課題に取り組むときに、ゆっくりやったらいいということではない。先に延ばしていいことではもちろんない。では、いつまでに、どういうところまで、つまり例えばアクションプランはいつ頃までにはつくりたいと思っているのかという時間軸を教えてください。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

道の駅の話が具体例で出ましたので……

（「例」の声あり）

○町長（岡嶋康輔君） 例だと思いますし、様々なものが含まれますので、ここで全てを説明することはなかなか難しいのですけれども、一つの要素として、これは参考程度に聞いていただきたいのですけれども、例えば道の駅ですと、様々な担当、所管庁の様々な補

助事業、国のいろんな方向性等々を含めて、どちらかというと役場庁舎、公民館等と比べて、かなり様々な財源確保というか、資金を調達できる可能性が非常に高い、そういった施設と事業というふうに捉えております。

先般、とある自治体において、道の駅整備の話があり、新聞等々でも大きくその財政負担に関して報道されておりました。後の答弁にもつなげたいと思うのですが、やはり大事なものは数値的な根拠をしっかりと示してご理解いただくということが非常に大事だと思います。まさに定性的なものではなく、定量評価を活用して、数字を使ってこのプランを組み上げていくというのが大事だと思います。道の駅ですと、やはり整備に対して全体の整備費用で、具体的な数字は言ってはあれですけれども、例えば何十億円という予算がかかるという報道がなされた事例がありました。その中でも、では実質町が負担する財政負担は、金額として幾らなのかということを首長にお話ししたことがありまして、聞きましたら、本当にその7分の1とか6分の1とか、実際蓋を開けてみるというか、しっかりと数値に落とし込むと、そのような負担感でできたりもします。ですから、情報公開というか、数値をお示しするというのを地に足がついた方向性として、これは示さなければなりませんし、今後それに時間軸も加われば、財政フレームと併せて、これは根拠のある説明になるのかなと思います。方向性としては、そうです。

いつまでにという時間軸のお話も質問でいただきました。これに関しては、現時点でいついつということは申し上げられませんが、やはりこの複合施設、耐震化も含めて、そういった整備事業を同時並行的に進めるのであれば、これはもう早急に方向性、案でも構わないと思います。作成し、議会のほうにお示ししていくというプロセスは考えております。これが本当に、例えばそういったことをやれるコンサルさんをお願いして予算組んで、1年も2年もかかってやるようなレベルの話ではないし、そういう状況ではないと考えております。自分たちがどう数字を使って行政運営に対してこの方向性を導き出すかというのは、私も含めて、これは我々が考えなければなりませんし、我々が設定し、それを議会に示していく、そういったことでは早急に何かしらお示ししていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） 全体像は分かりました。1年も2年もかけてではなく、早急に方向性を整理したい。複合施設の整備と絡めながら、早く具体的なものにしていきたい。当然、この中には行財政の改革も含めてプランとして組んでいかなければならない。私の感覚でいうと、大変意欲的なタイミングの出し方をしてもらったと思いますし、それを見守りたいと感じました。

今財政に関して具体的な話が出たので、その例は離れますけれども、お尋ねをしておきます。国の示しているメニューを上手に使えば、いろんな施策が実質的な負担は小さくやれるということは確かにそうだと思います。どれだけ充当されるのか。最終的にどうやっ

て返すのかを含めて、これがいろんな組み合わせの中にあって、なおかつ交付税の算定基礎とも絡んでくるという非常に複雑な経緯の中にこの問題はあるのだと思いますが、町は有利なものがあるからやるのではなくて、自分たちに必要なものについて財源を探すというアクションを取るのです。それがどうなのだろう。やれるかどうかをそこで判断していくという手順だと思うのですが、これを言っているのは、私は国の予算の在り方というのが一々メニュー化してしまっていて、自由に使える金がどんどん実際は少なくなっている。片方では、例えば病院なんかそうですけれども、診療報酬の水準をどんどん、どんどん下げていくから、あらゆる病院が赤字になってきた。特に救急の患者だとか、いろんな人を受けなければいけない使命のある公立の病院とか大学病院ほど経営が苦しい。そういう負担は地方にどんどんかぶさっている。つまり自由度が狭くなった上に、いろんな負担、これは地方が、今介護もそうですよね。これは、地方でやってもらいましょうというふうになってくる。要は、荷物がどんどん重くなる中でメニューを示されていて、だけれども使える金は少なくなっている。よほど工夫しないと、自分たちが欲しいものを全部ではなくて、選んでいかないと大変なことになってしまうよという時代が続いていると思うのですが、できればその時代認識と、もう一つはあくまでも町として必要なことを自分たちの財源を確保するという文脈で考えるのだねと。当たり前だと思うのですけれども、そのことについて答弁をお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

事業の考え方というところに関しましては、議員お話しのとおり、やはりこういった補助メニューがあるので、補助メニューに沿って事業を考えるのではなくて、やはり自分たちが必要なものをつくり上げたい。なので、こういった補助金事業を探しに来る。そういった方向性は必ず必要なものであると思います。

通常の、具体例を言ってしまうとあれですけれども、インフラ整備、道路、港湾、河川、様々なインフラ整備に関しまして、町長就任してから様々な省庁と色々なやり取りをする中で、やはり今までは単純に老朽化したから直してくれと言っても、これはなかなかこの予算がつかない、そういう状況が続いてきておりました。その中で、例えば港湾の話をし少しさせていただきますと、港湾整備に関しまして、その港湾というインフラを使って、まちづくりをどうしたいのか、どういった経済効果を生み出したいのか、産業振興をしたいのか。そういった複合的な町の意味というものをしっかりと港湾当局、ましてやそれを通じて財務省の財政当局にも伝わります。そういったことをしっかりと示しながら事業化、単純な修繕の事業に関しても国から求められます。そういったものは、しっかりと今までも行ってまいりましたし、今後もこういった公共施設の整備に関しても問われると思いますので、その辺は担当課とともに共通認識の下で今までと変わらずしっかりと行っていきたいと思います。

答弁漏れあれば、ご指摘いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 森町の財政状況の見通しについてを終わります。

次に、職員の非違行為への対処についてですが、ここで休憩したいと思います。

午後1時まで暫時休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

職員の非違行為への対処について、野口周治君の質問から再開します。

○6番（野口周治君） 3問目です。

過去5年間に明らかになった職員の非違行為について教えてください。3月に尋ねた森消防の案件は含めて、職員個人の私生活上の行為は除いて教えてください。

1つ、発覚した非違行為の件数、そのうち町長、副町長以外の職員への懲戒処分を行った件数は、それぞれ何件ありますか。まだ結論が出ていないものがあるとするならば、その件数は何件ですか。

2つ、明らかになった案件は、いずれも岡嶋町長就任前の、または前からの問題だと記憶しますが、たくさんあります。その後も新たに発生している可能性があるのではないですか。

3つ目、非違行為が発生する理由やメカニズムは様々ありますが、発生した場合は懲戒処分を行い、そのことを公表して、本人及び職員全体に緊張感をもたらすことも有効ではありませんか。

4つ目、近隣の自治体では、比較的小さい、また悪質とは言えない案件にも懲戒処分を行っているとは私は認識していますが、森町の基準はほかの自治体と異なると考えていますか。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

1点目の過去5年間に発覚した職員の非違行為の件数及び懲戒処分の件数についてですが、現時点での認識では、発覚した非違行為の件数は8件、うち懲戒処分を行った件数は5件で、調査対応中の案件は3件でございます。いずれも業務に関連しない非違行為を除いた件数となっています。

2点目についてですが、私が就任する前から行われていた不適切な事務処理が就任後に判明した事案もございます。それらを含めて、就任後に発覚したものは発覚した段階で事実調査を行い、処分の対象となると判断した場合には懲戒処分を行っております。

3点目の懲戒処分と公表ですが、職員による非違行為が発覚した場合には、速やかに事案を調査し、事実関係を確認した上で適切な指導と必要な対策を講じています。その上で、森町職員の懲戒処分の基準及び審査に関する規定に基づき、故意性や過失の程度、公務内外に与える影響などを総合的に勘案し、懲戒処分を行うものとしています。懲戒処分の公

表については、人事院が作成した懲戒処分の公表指針についてに従い、令和7年度より公表を行っております。同様の事案を未然に防ぐため、非違行為を行った職員への指導に加え、再発防止のための環境整備、監督体制の強化、職員に対する教育指導の徹底を図ってまいります。

4点目の近隣自治体との比較に関してですが、懲戒処分の対象となる非違行為は多岐にわたり、小さな案件や悪質性が低いと評価されるケースであっても懲戒処分を行う自治体があると考えます。しかしながら、森町の基準が近隣自治体と著しく異なるという認識はありません。森町では、個々の事案の性質や故意性、非違行為による影響の程度などを慎重に評価し、森町職員の懲戒処分の基準に基づき処分を決定しております。今後も非違行為が判明した際には、事実関係を十分に調査し、懲戒処分の要否について厳正に判断してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） 具体的な件数以外の部分については、正解なのでしょうけれども、抽象的な答え。要は、基準があります。きちんと適用しています。1件1件きちんと扱っているし、再発防止も、いわば啓蒙活動もやっている、こういう答弁だったと思うのですが、それにしてもたくさんあり過ぎるのではないか。これは、感覚ですけれども、と感じて今回の質問にしています。

それと、例えばこの春に取り上げた具体的な事案について言えば、今年の9月に最高裁である判決が出ました。町長、御覧になっているかもしれませんけれども。これは、ある地方都市の組織の中で起きたパワハラ案件です。内容がやや暴力的なということもあるのですが、ただ具体的な対応が判決の中で随分詳しく書かれているので、読み込んでみたのですが、私の感覚からすると、それはさうだろうねという。ちゃんとやったことと結果のバランスが取れている感じがするし、こうやれば、これがどれぐらい駄目なことかというのは明らかだねとを感じるわけです。このケースの話をしたいのではないです。結局のところ、見ていて、確かにそれはまずいし、二度と起こさないという決意がそこにあるということが必要だと感じるものなのです。厳罰主義を取れと言っているのではないです。一つ一つについて、早くきちんとした答えを出して、それをフィードバックしていくことが必要だと。

なぜここにこだわっているかという話をさせてください。それは、町長就任以来、たくさん件の数、私多いよねと言いましたが、見方を変えると、とにかく困ったこと、抱えている問題があったら申し出るようにと組織の中で町長が指導してこられたと聞いているし、恐らくさうだろうと。組織文化っていういろんなところに出ますから、そういうふうによってもらっているのだなと感じているところですが、ではその中で行政上の文書を、いわば偽造した事例が今回ありますと。これもこのケースを問題にしたのではないです。その直近、すぐ近くにあった事例が出てきていなかったのではないですか。申し出るようにと。

明らかにやってはいけないことがやられた、やった人がいた、またはいるのに、声をかけているんなものが明らかになって、それぞれ対応しているのを見えているはずなのに出てこなかったではないですかということなのです。しかも、それってその人だけしか知らなかったのかいというふうに私は心配するのです。実は、みんなでそういうことをしているから、まあまあみたいなことを片方でやっていたら、幾ら声をかけたってざるになってしまうのでないの。これは、組織の在り方の問題だと思うのです。特にかつて非常に強権的な組織体制があったと、私はそう思っているのですけれども、要はトップの意向と違うことはする必要もないし、言ってもいけないような中にあると、言われたことをそのとおりにやればいいのだ。それが正しいかどうかではないのだという文化になるし、創意工夫をする文化と逆に、とにかくそこから外れずに安全運転をするという仕事の目的が違うところに行ってしまうのでないかということさえ心配するのです。そういうものを変えようとしたら、やはり基準は誰が見たって当たり前のところに基準を持って行って、そこにそろえるという、ここは変わったということを繰り返し、繰り返し変わったのだぞと、こうなのだぞ、正しくやるのだ。もちろん世の中で正しければ何でもいいということかと、そんなことを言っているのかと言われたら、それは違うかもしれない。人には事情もあるし、いろんな情けもある。ではあるけれども、やはり基準ははっきりさせるべきだと思う。

そういうふうに考えたときに、戻りますけれども、声をかけていて、まだあったではないか。もしそういうふうになっているとすれば、ほかにもまだあるのではないかと。嫌なことを言うみたいですけれども、今日質問の中にも起きましたけれども、そういうものがまだおりのように残っていたらどうするのだと。これは、誰かをたたく話ではないのです。組織の中身を整える話として考えたときに、さて、本当に今のやり方でいいのですかと。一定のスピード感で、事情はあるだろうと。ずっとやっていたことが、あなたのときにまたまオープンになっただけよね。ではあっても、駄目なものは駄目。やっぱりそうでなければいけないし、誰かに言われてやった、その言った人はもういないかもしれない。でも、あなたやったのだから、そのことは駄目でなければいけない。こういう、ある意味割り切りとルールがはっきりしているほうが逆に人は働きやすいと私は思うのです。それが違う指示が来るようであれば、それはおかしいではないかということをスピークアップというのですか、声を上げなければいけない。ところが、実際にそういうことをやると爪はじきになったりするので大変。それは、別の問題に今度発展するのですけれども、そうやって組織を変えるルールの側の決意が必要ではないかと。そこはどうかということをもう一度お答えください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

結果として答弁の内容がそぐわないというか、欠けている部分があればご指摘いただければと思うのですけれども、まず本当にすごくたくさんあるのではないかというお話をいただきました。それに関しては、本当にこういうことが町政の信頼、失墜につながりますし、様々なことに影響あるというのは本当に申し訳なく思っているところでございます。

多分ご質問の中で表現の一つとしてお話しされたと捉えておるのですけれども、一応非違行為がほかにもあって、それを表面に出しづらいような雰囲気があり、結果としてそれが重大事案になって出てくる。そういった、みんな知っていたのではないかというところ、その部分に関しては、これはそういったことではないということは明確に否定のほうはさせていただきますと思います。

その一方で、多分お示しいただいた内容というか、そのことについては、やはり組織の在り方、そういったことも表に出てきづらい、そういった状況、仕事のやり方、上職との関係等々、総合的にそういったものが漫然と気づかない、深層心理の中であつたのではないかということに関して、それをどう改善していくのだということをお示しいただいたのかなと思います。これに関しては、当時町長になった頃も、役場組織というか、とても大きな組織に対してどのようなガバナンスを働かせ、コンプライアンスに目を光らせるというところに関しては、本当に想像を絶するようなところでございました。しかしながら、町長という職に就くに当たっては、全て私が責任を取りますと。これは、毎年年末の訓示で結構話しするのですけれども、首長は消耗品なのですと。何か今までの、具体的話はしませんけれども、何か象徴的な町長というもの、組織のトップというものをみんなで形、こうあるべきだというか、形づけるために何か指示命令系統、そしてトップダウンもボトムアップも含めて、何か改善されるような仕組みに私はなっていなかったと思います。なので、やはり意識の改革も含め、町長に対してはこうあっていいのだよとか、いろんなことを話しながら解決しづらいようなことも、町長も課長もみんな含めて解決していこう。いろんな頭を下げなければならない、謝罪をしなければならないようなこともいろいろ出てくる中において、やはり私がトップとして責任を取りつつ、みんなで前に進めていこうというところは本当に何度もお話しさせていただきました。定性的な話になってしまうので、すごく表現は難しいのですけれども、これはそういった行政運営に関わる根幹、私がどう運営をしていくかというところについては、今お話ししたことは引き続き職員の皆さんにもお示ししてまいりますし、町民の皆様にもお示ししてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） ありません。

○議長（木村俊広君） 職員の非違行為への対処についてを終わります。

以上で議席6番、野口周治君の質問は終わりました。

次に、健全財政の取組対応について、議席5番、山田誠君の質問を行います。

○5番（山田 誠君） それでは、私のほうから1問、健全財政の取組対応についてを質問いたします。

現在全国の自治体は少子高齢化時代を迎え、様々な面で苦勞しているのが現状でございます。やはり先立つものはお金であり、財源確保が重要でございます。経常経費の増大により、大変な時代に突入しております。我が森町も例外ではございません。

前年度より複合施設整備計画に着手しましたが、財源不足のため数年間の延期となりました。現状を見ますと、実施計画に対して充当財源の確保が不鮮明であるという状況でございます。確かに経常経費が増大していることは理解できますが、もう少し一般財源の確保に努力すべきだと、私はそう思っております。

最近テレビや新聞等々では各市町村が不要な財産、土地、建物等を処分しまして、さらにはふるさと納税寄附金の獲得に力を入れている様子を取り上げられております。また、税の滞納者等に対しては、制限措置に関する条例の制定など、各自治体は財源確保に必死になっております。

森町は、今後複合施設整備をはじめ、防災関連施設の整備、道の駅の再整備、地域公共交通の充実、世界遺産関連施設等の整備などに相当な財源が必要だと考えられております。本年度実施されました国勢調査でも人口減少が目に見えており、普通交付税の減額は明らかでございます。

町長、これらを踏まえて、我が森町も他の自治体に負けず、自主財源確保のためにあらゆる面で全町民を挙げて取り組み、住みやすいまちづくりを目指して頑張っていこうではございませんか。町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） 山田議員のご質問にお答えいたします。

歳入について、令和6年度決算においても地方交付税等の依存財源の割合が50%以上占めているところであり、議員ご指摘のとおり町税等の自主財源を確保することが安定的な町財政の運営を行えると考えております。

特に自主財源のうち大きな割合を占める町税についてですが、現在でも税滞納者への財産差押え等の取組を行っているところであり、納税者との公平性が保たれるよう渡島・檜山地方税滞納整理機構、北海道と連携し、引き続き税収確保を進めていきたいと考えております。

また、ふるさと納税も自主財源として重要な財源であり、令和6年度の寄附額が22億7,000万円に達したことは、本町の財政運営を安定させ、地域の施策を着実に進める上で極めて意義深いものでございます。一方で返礼品競争の過熱や都市部からの税収流出といった課題が指摘されているほか、制度自体の規制強化の動きもあり、慎重な運用が求められております。しかし、当町には全国的に見ても魅力的な返礼品が多く、都市部でのPRイベントで来場者の行列ができるなど、依然として寄附の伸び代があると認識しており、今後も寄附額の増加に向け取り組んでまいります。

今後の歳入については、町の財源の根幹をなす町税や地方交付税について、今後の人口減少の影響により減少していくことが想定されます。また、財源の不足額をふるさと納税の活用によって財政収支の均衡を図っている状況であるため、ふるさと納税に過度に依存する財政構造ではなく、不要な土地や建物の財産処分を進めるなど歳入歳出の見直しを行う行財政改革に着手して、限られた財源を重点的かつ効率的に活用し、町民にとって真に必要な行政サービスを実施していき、住みやすいまちづくりを目指してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○5番（山田 誠君） 何かふるさと納税に頼らないような言い方ですけども、ふるさと納税というのは年々増加傾向にある。町長も知っているように、北海道では白糠町が100億円です。これだけのものを集めるわけです。最低半分だと50億円も使えるわけです。町長、これらを逃す手はないと思うのです。私は、以前にもお話ししましたが、近年各自治体でこのふるさと納税について不公平という意見が相当出てきている。総務省も制約的に締めつけをだんだん、だんだん出してきて、これは早く議会对応しまして、財調の積立額を増やしていく。そうしておかないと大変なことになると思うのです。以前に、町長、記憶あるかどうか分かりませんが、昔特別土地保有税というのがあって、これは当時リゾートブームがはやった頃に土地を大きく持った方に税金をかけたのです。これも今のふるさと納税と同じく、やっている町村はいいけれども、やっていない町村が全然収入がないから不公平だということで、国がその後廃止したわけです。これと同じようなものが今度起こると思うのです、ふるさと納税についても。だから、今のあるうちにためておいて財調に積立てして、いざどっこいこのときにそれを使うということをしなければ、これ大変なことになると思うのです。あまり高額な収入入りますと、多分政府も今後交付税の基準財政収入額に上乗せさせると思うのです。そうすると、収入が出てくるから、こういうふうに普通交付税が減らされるということが起きてくるわけです。そうなったら、また大変であるから、先ほど前任者からも言っていましたけれども、やはりこの行財政改革をきちっとやって取り組んでいかないと、相当難しくなる可能性が高いと私は思っております。通常、財政調整積立金については、財政のやっている方、理解あると思うのだけれども、大体総予算額の30%は積みなさいと、昔から言われている数字なのです。森町は、150、60あると。四十何億円を積んでおかないと、今回みたいような状況になれば、全然事業が進行できないということが明らかになってくるわけです。そうしないように、今日のような財源不足を生じた執行ができなくなるというのは町長も目に見えていると思うのです。やっぱりいざというときに対応可能な財政システムを構築しておかないと、これは大変なことになると私は思っております。森町の改革として、先ほど町長も触れていましたけれども、税の滞納者に対する制限措置に関する条例制定は、これは絶対してください。してやらないと、金が町民の公平、公正につながらないです。介護保険料であろうが、税金であろうが、ある程度時間が過ぎれば不納欠損で処理するなんて、とんでもない話です。やっぱり所得があるからかかるわけなので、これを見逃すわけにいかないと私はそう思っております。やはり公平、公正な立場を貫いていくためには、これらを全うしていかないと、町民全体で財源の確保を図るべきだと、私はそう思っております。再度お伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

最初の答弁の中でふるさと納税に対して後ろ向きなのではないかみたいに伝わってしま

ったのは申し訳ないと思うのですけれども、本意はそういうことではなくて、制度の締めつけ、締めつけと言うと表現あれですけれども、制度の変化、そしてまた返礼品事業者が抱える課題、競争相手という表現が正しいかどうかはあれですけれども、そういった意味での強豪相手との競争、いろんな要素がある中で、現状は当町においてできる限りのことは事業者の皆さんともそうですし、担当課とも本当にいろんな知恵を働かせて行っているところでございます。決して後ろ向きの姿勢ではなく、これからもしっかりと稼いでいくという表現をあえてさせていただきますけれども、ふるさと納税に関してはしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

そしてまた、一般財源というか、税収について、当然これは私が町長就任してからも、これは本当にイの一番に取り組んできたことであると。自身でも自負しているところではありますけれども、担当課共々本当に厳しく、滞納者に対しては毅然とした措置を今までも、そしてこれからも、これはしっかりと取り組んで措置していきます。

その中において、いろんな考えがあるのですけれども、不納欠損に関してもこれまでいろんな説明の中でさせていただきましたけれども、法にのっとってしなければならないものはしっかりとしなければなりませんし、財産調査等も含めて、しっかりといただくところはできる限りの手法を講じて、これはしっかりといただくというか、税収を確保していくと、そういう考えに変わりはございません。

財調の在り方ですとか財政に関わる様々な点、これは先ほど来答弁させていただいておりますけれども、今後の行財政改革の中でしっかりと数字をひもづけて、これは設計しながら進めていかなければならないと思います。限られた財源を使いつつ、本当にこの町の今にとって、そしてまた未来にとってどういった事業が必要なのかというのはしっかりとお示ししなければなりませんし、交付税についても、幸いなことに今国の現政権は責任あるという言葉はついていますが、積極財政にかじを切ったというふうに一般的には言われております。だからといって、無条件に国のほうから交付税が増やされるとか特交措置が増えるとかということではなく、先ほどもこれは答弁させていただきましたが、やはりそういったもの、地域の資源、国からの交付金、いろんな事業も含め、そういったことを活用して、地域がこれからどうしていきたいか、どういったものを未来に向けて施策として、当然これは物理的な施設も含めてですけれども、どういったことをしていきたいかということをしかりと、これは示していかなければならないと思います。そういった結果の中において、様々な国の積極財政のいろんな恩恵を受けれると思いますし、ふるさと納税もそうですし、総合的に歳入の改善というか、歳入に関しましてもしっかりと聖域なく、これは私はこうあるべきだということを示してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○5番（山田 誠君） 大分前向きな答弁になってきたわけですが、やはり町長、ふるさと納税というのは手っ取り早く入るわけですが、考えると。前にも私言ったように、

その品物を作っている方々の協議会をつくって、よりよい製品を全国にばらまきなさいということを質問したはずなのだけれども、やっぱりそうやって収入を得るということが一番目に見えて楽なやり方。さっき言ったように、白糠は100億円です。桁が違います。だから、そういうことも目指して、今町長、前向きな答弁ということになりましたけれども、健全財政が保てるように、町長をはじめ全職員が一丸となって全力を挙げて財源確保を図って、やっぱり第2次森町総合開発振興計画の推進に努めていくべきだと、私はそう思っているのです。そうすると、今住んでいる森町の町民の方々がより効果的にいい生活ができると、私はいつもそう信じておりますので、ぜひそういうようなことで住みよい森町をつくっていただきたいと、そう思っております。やはり全職員に、言い忘れましたけれども、行財政改革の基本的な考え方を職員全部に植えつけさせてください。これやらないと、1人だけやったって、財政担当だけやったって意味がないですから、きちんとした対応をお願いできればと、そういうふうに思っております。そして、全職員が一丸となった上で森町の振興計画を推進して、住みよいまちづくりに尽力をいただければありがたいと、そう思っていますので、再度ご答弁をお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

改めて、繰り返しの表現にはなるのですが、ふるさと納税に関しては、やはりこれは事業者、地域の名産品とひもづく、産業振興と非常に密接な関係のある歳入の項目なのかなと思っています。これは、今までもそうでしたけれども、これからも変わらず、しっかりと力を入れて、安定的という言葉がふるさと納税には合わないのかもしれないですけれども、皆さんの意識、みんなで頑張って稼いでいくのだという意識も含めて、安定的な事業としていろんな施策を考えて頑張っていきたいと思っています。

その上で、行財政改革に関しましては、やはり絵に描いた餅にならぬよう、しっかりと数字を設定し、数字の推移を検証効果として使う、これは非常に大事な点なのかなと思っています。数字はうそをつきませんので、定性的なことより、しっかりと定量評価を活用し、目標も含めてしっかりと行財政改革の中に取り入れて進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（木村俊広君） 健全財政の取組対応についてを終わります。

以上で議席5番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、森高等学校支援について、議席3番、高橋邦雄君の質問を行います。

○3番（高橋邦雄君） それでは、質問させていただきます。

森高等学校支援についてです。近年高校は、地方創生の核ともなる存在で、少子化が加速する地域においては学校の存続は地域の存続にも関わる重要な課題となります。森町では、町外中学校等出身者で森高等学校に進学する子供が下宿する学生寮の運営費の一部を支援する学生寮運営事業補助金、森高等学校振興会等、様々な教育支援事業を行っておられますが、将来を見据えた森高校の在り方については、地域と密接な高校づくりを行い、地域と連携、協働した取組が必要です。

また、地元には高校があることが町の活力、地域コミュニティの活性化につながり、存在意義は大きいものであります。特に他の地域から入学を希望される生徒や保護者のニーズに合致した取組や方向性が重要であり、地域の現状や課題を踏まえ、通いたい、通わせたいと思える政策を町として推進していくことが必要と考えますが、教育長の所見を伺います。

○教育長（毛利繁和君） お答えいたします。

高橋議員おっしゃるとおり、地元には高校があることは町の活力や地域コミュニティの活性化につながるものと考えております。今年度は、特に生徒の様々な校外活動での活躍や森高等学校野球部の活動が町民に明るい話題をもたらし、町の活性化の一役を担ったものと思っております。

町では、議員の皆様からの提言を踏まえ、今年度から学校教育課内に森高支援係を設置し、これまで以上に森高等学校ときめ細やかな意見交換を行い、連携を強化しております。

森高等学校では、様々な魅力的な活動について、森高等学校公式ノートや町ホームページ、町広報を活用して広く発信しております。

町の施策としては、現在実施している森高等学校振興会補助事業、内容としては全生徒へのタブレットＰＣの対応、あるいはスタディサプリの利用料、資格取得検定料の補助などを行っております。に加え、学生寮運営事業補助金の増額や学校給食の提供についても検討しております。また、森中学校の長寿命化改修期間は、森中が森高の校舎を間借りする予定となっており、中学生が森高等学校の魅力を知りやすい機会と捉えております。そのため、今後も十分に意見交換を重ねながら、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○３番（高橋邦雄君） では、再質問いたします。

今教育長の答弁の中で学校給食の提携についても検討するということで、これ実は数年前ですか、以前森高校から購買がなくなってしまった際、保護者の要望として、１つとしては購買を復活させてほしいということで、地域の飲食店、コンビニエンスストア等と定額料金でどこまで子供たちに提供できるかというのを一度検討された事実がございます。

そこで、今回ここを検討していくということなのですが、まず学校と保護者の意向調査を行って、ここは進めていただきたいと。現状、この学校給食に対しまして、保護者は共働きの家庭が多いので、提供できないという保護者の方も実情見えて、お昼を食べない子供というのは現状います。ここを踏まえて、きちっと調査をして進めていただきたいと思えます。

そこで、町外、県外などの高校進学のために下宿して通学する場合の支援制度は、主に各都道府県の教育委員会などが実施しております。道立高校の募集停止により遠距離通学を余儀なくされた生徒を対象とした高等学校生徒遠距離通学費等補助事業制度がございます。

す。この制度は、通学や下宿に係る経済的負担を軽減するための補助金が支給されております。この制度では、対象者として居住する市町村に高校がなくなると。また、他校に通うことになった生徒、内容として通学費や下宿費の一部補助をする制度がございます。現状、これは町外から今森高等学校の生徒もおりますので、支援事業は行っておりますが、この際ここを重点とするわけではないのですけれども、もう少し保護者の費用負担がない制度的なものを考えてもいいのではないかと考えております。

そこで、3つほどここで質問します。森高校に入学される生徒のために、入学奨励金の支給など制度を設けたらどうでしょうか。これは、地域全体で子供たちの学びや成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校がパートナーとして連携、協働していくことが重要であるために、高校進学にかかる費用の軽減を図り、森高校の新入生入学式に入学奨励金の制度を計画してはいかがでしょうか。

2番として、町外から森高校に通われる生徒のため、充実した施設や設備を施した宿舎を整備するための制度設計をつくってはいかがでしょうか。

3番として、部活動等、大会時の対外行事参加の費用負担について、全道大会等を全額補助とし、地区大会は交通費、バスの借り上げですね、を補助する等幅広く支援することが必要であると考えますが、再度お聞きします。

○教育長（毛利繁和君）　まずは、給食についてですが、この件については実は道立学校というのは道教委の指導の下という形を取りますので、本庁とも相談をしております、実現可能かどうかということで。慎重に進めたいと思いますし、学校側、それから保護者等の意見も聞きながら進めてまいりたいと思います。

それから、最後質問をまとめていただきましたが、1点目の入学奨励金の支給についてです。これは、森高校に入学される生徒のための入学奨励金の支給ということになるかと思うのですけれども、中学校の卒業時に森町では祝い金を支給しております。このことから、時期的なものも考えて難しいと考えております。

2つ目に、寄宿舎の整備のご質問がございました。この点については、町で寄宿舎を整備するという点に関しては現状難しいと考えていますが、少しでも事業者が参入しやすいように学生寮運営事業補助金の増額については検討してまいりたいと思っております。

それから、3点目、部活動等の大会等についてですけれども、全道大会等、大会出場の際は中学校の部活動の補助に準ずるよう検討してまいりたいと考えております。また、地区大会については、利用状況を見ながらですけれども、町バス等が利用できるように検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君）　再々質問ありますか。

○3番（高橋邦雄君）　お答えありがとうございました。

まず、1点目から、奨励金の件なのですが、あくまでも予算措置として現金支給する必要はないのです。入学される保護者の方が費用負担の面もあるのですけれども、一番やはり

高額にかかるのが制服なのです。その制服的な、町として入学される方の補助制度、支援制度というのもつくっていくものもあるのかなと、一つの制度として。1点あります。

それと、寄宿舍の件なのですけれども、現状民間で空き家を借り上げてやっていたいのですけれども、懸念材料として、これが複数年にわたって町外からの生徒が増えてきたと。下宿を伴わなくてはいけないという環境になった場合、子供たちの管理も含めて、ある程度の区分の圏内に子供たちが宿舎に3年間泊まれる環境が整備されているのが一番、いろんな面で理想なのです。空いているからそこに入れましょうというのであると、今現在では人数的に少ないので、可能でいいのですけれども、将来的なことを見ると、あくまでも町が設置しなさいと言っているわけではないのです。町が管理できる範囲のものが現状あるのであれば、1か所に子供たちを集約するというのはすごく理想的なのです。学校も管理もしやすいし、民間さんがそこを事業として管理していただいてもいいのですけれども、現状やっぱりばらけてしまうと管理方法、子供の管理は物すごく厳しいという懸念要素も一つ出てきますので、今現在ではなく、行く行くはそういうようにシフトする考え、方向性を持って進めていっていただきたいという考えであります。

3番目は、部活動は今現在もいろいろ協力してやっていたいので、これをこれから森高等学校というのは、進学も含めていろんな部分で部活動もすごく盛んで、では次年度何をやりましょう、その次の年は何をやりましょう、計画的なものが実はございます。そこに向けて、やっぱりチームスポーツであれば自然として子供が増えるわけですから、そこに携わる支援ということで、ここをもう少し拡充して考えていただきたいと思います。

そこで、答弁は一緒になるかもしれませんが、今後町外からの生徒の比率がすごく増してくることが想定されます。高校3年間の生徒寮的な環境が必要になってくる時代が来ます。全道、全国の生徒募集に向けて、次世代を担う子供たちの地域との交流の場を目指し、3年間子供たちが安心して生活できる環境を整備することが重要であると考えますが、これは教育長、単年で考えないでください。中長期でこのような子供たちの森高校に対して生徒が増えてきたと、いろんな環境から増えてきたということを想定しながら、行く行くはこうでありますよというような教育長の見解をお答えしていただければと思います。

○教育長（毛利繁和君） 高橋議員おっしゃるように、私ここに来て、森町に赴任して森高等学校の様子を事あるごとに見ているのですけれども、何が一番変化したかという、子供たちの表情です。これは、多分、本当に町の人たちと一緒にあって、いろんな活動を通していく中で、彼らが自信を持ち、非常に明るい表情が出てきたというふうに思っております。直近におきましても、非常に高校生が努力していますし、この森高等学校の今の姿は先日も全道の研究大会、森高等学校を会場に行われましたが、非常に高い評価を得て終了したというふうに私も聞いております。これらのことは、本当に町の人々にとっても非常に元気の出る要素でございまして、森高等学校がこの後も、具体的に言えば町外から入学生が来ない限りは非常に厳しい数字が続くと思っておりますので、町外から子供が通いたいと思えるような高校づくりを森高等学校と協力しながら進めていくのが町の役割か

など思っております。それが根本的に将来像として考えていることなので、ますます活発になっていくよう、森町教育委員会の中でも係をつくりましたので、いろいろ検討を進めていきたいなと思っています。

ですから、現時点は、例えば先ほどの入学奨励金のことであるとか、それから寄宿舎の整備のことであるとか、部活動の全道大会等への参加とか、この点については一気に全てを実現することは難しいですが、何分財源も必要なものですから、これは町長部局とも今後も相談しながら実現できるものはしていきたいと思います。ただ、現時点で急に全てをとすることは考えづらいことなので、やれるところからやっていくというふうにして森高校をさらに盛り上げていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 森高等学校支援についてを終わります。

以上で議席3番、高橋邦雄君の質問は終わりました。

午後2時まで暫時休憩します。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時00分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、アフターコロナの町内会活動について、議席4番、河野淳君の質問を行います。

○4番（河野 淳君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

質問事項につきましては、アフターコロナの町内会活動についてです。2020年4月に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する緊急事態宣言が発出されてから約5年が経過しました。新型コロナウイルスは、令和5年5月よりインフルエンザと同じ第5類へ区分が見直しとなり、緊急事態宣言は終息を迎え、国主導の感染症対策から個人の日常の対策へと移行しました。

この緊急事態宣言中は、マスクの着用や換気の徹底、予防接種の実施など、様々な対策が取られましたが、その中でも3密の回避をはじめとする生活様式の変更は個人の生活様式だけではなく、町内会活動など地域コミュニティ活動を大きく後退させることとなったと感じております。特に結婚式や葬儀など冠婚葬祭が地域全体から個人、あるいは家族単位で執り行われることが多くなった結果、町内会に所属している直接的なメリットが少なくなり、町内会加入率の低下や構成員の高齢化、役員などの担い手不足などの問題が町内の多くの町内会で起きております。

このままでは、地域コミュニティ機能の低下により、集落としての持続や防災及び防犯などでの行政との連携に支障が出るのが想定されますが、町は現状をどのように認識し、対応していくのか、町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

コロナ禍の3年間、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、町内会活動の会合や行事は中止を余儀なくされ、コミュニティ活動の根幹である人と人とのつながりは大きな影響を受けたと感じております。森町の町内会においても、コロナを機に中止した行事がアフターコロナの今も再開できていない現状にあると聞いており、その要因として役員の高齢化、担い手不足、加入率や会員の関心低下などの多くの課題があると認識しております。

町内会活動は、地域福祉、防災、防犯意識の向上など、行政との連携が必要不可欠であります。先日の町内会連合会臨時総会後に開催された意見交換会においては、各町内会活動や担い手確保に関する現状、また役員等に対する報酬支給の有無など、課題から運営手法の違いなどに関して様々な情報共有や意見交換がなされたところでございます。

町内会活動の主たる基本理念には、住民自治による相互扶助があると認識しております。これは、住民同士が支え合い、安心して暮らせる地域社会を住民主体で共に気づき、継続していくことであり、対症療法的な行政支援は住民自治の根幹を揺るがすことにもなりかねません。行政との協働体制の在り方においては、従前より熟慮を要する問題であり、公助と共助のバランスには議論が存在していると認識しておりますので、引き続き町内会連合会を通じ、新たな住民自治活動の在り方を各町内会とともに模索してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○4番（河野 淳君） それでは、再質問させていただきます。

先日、町内会連合会の総会に町長も出席していただいて、いろんな方の意見を聞かれたと思うのですけれども、最近人口減少がすごく叫ばれているのですけれども、実はこれ今起きた問題ではなくて、10年前の人口減少問題の最初の人口統計出た前の、もっと前の計画のときから、実は人口減少するというのはもう分かっている話で、ただ当時はあまりにも20年後とか30年後に人口が減少するよというのを、あまり具体的な危機だという感じがなくままずるずる来た結果、結局今の時期になって、本当に目の前に人口減少の問題がもう間近に迫ってきた段階でこういう問題が増えてきたと感じております。

前に人口減少問題とセットで地方創生という話があったときに、たしか当時新聞で限界集落という話が出てきて、このままいくとコミュニティ機能は失われて、集落としての機能がなくなる限界が来るときが来るのだよという話が叫ばれたことがあったのですけれども、当時はまだそこまで限界を迎えている集落が少なかったということで、今後課題について検討するということで、たしかそのままになっていたかと思うのですけれども、実際この人口が減少してきて、コミュニティ機能の維持がもう危ないのではないかなとなった時点で、もうこの話をしても遅いのではないかなと私も思っているのですけれども、結構森町の中でも大きな町内会と小さな町内会とあって、とりわけ小さい町内会というのはもう大分存亡の危機に立たされていると感じております。連合会の中には、大きな1,000人を超

えるような町内会さんから100人程度の小さい町内会まで様々な課題があるのですけれども、共通している課題といえば、先ほど申し上げたとおり構成員が高齢化しているですとか担い手がないという話なのですけれども、その大きい町内会と小さい町内会で大分差があるのかなという感じがしております。

相互共助の話も出ていたと思うのですけれども、最近防災の関係で、要は公に頼る、町の支援を必要としたほうがいいのではないかという話がすごく出ていて、防災に関しては自助、共助、公助ということで、自助、共助で対応できない人は公助という話なのですけれども、町で何とかしてほしいという話が増えたということは、言っている人が増えたということでもなくて、自助、共助の割合が少なくなってきたのではないかなという感じがすごくあります。町内会活動も、やはり自分の代でこの地域を守らなければならないという使命感を持って皆さんやられていると思うのですけれども、やはりその地域の構成率が減ったりとかしますと、例えば町内会に入っていない人の仕事をやっていることに対して不満が出てきたりですとか、例えばごみの管理とか、あとは共同募金も、町内会に入っている人みんなのやつをみんなが共助でやる分にはそこまで不満感は出なかったと思うのですけれども、最近構成率が減って町内会に属していない部分を町内会でやるのかとなったときに、やっぱり一生懸命やっている方の公平感というのが大分薄れてきているのが最近のコミュニティ力の弱さにつながっているのではないのかなと思います。

実は、この一般質問自体も何かを問いただすとかというわけではなくて、今置かれている町の現状認識をお互いにしたいという部分と、今後その共通認識した部分でお互いの行政と町内会の中でどこまでその課題が解決できるかという部分の足がかりにさせていただきたいという部分がすごくあります。

言葉がうまくないのですけれども、町内会の動きとしては、今までやっていた仕事について、組織率の低下ですとか役員の高齢化によって、今までできていた仕事ができている部分もだんだん出てきているということで、その負担感を持ちながら皆さんやっているのですけれども、今問題となっているのは、やっている今現状を若い人がそれを見ていることで、例えば今の現役の世代の方が頑張るのはいいのですけれども、今後若い人が、では町内会活動等をしようと思ったときに、あまりにも町内会に対する負担感が多くなってしまうと、今後なり手がさらにいなくなるのではないかなという危機感があるのです。その辺、町として今までどおりのやり方というか、この町内会と行政の在り方で行けるのかどうかというのも含めて、今後町内会の負担感を減らしてもらうような施策というのを意見交換会とか、そういう場でお互いに提案してもらいながら進めていきたいと思う次第なのですが、町長の所見を再度伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員お話しのとおり、現状幾つか、例えば町内会長さんがいらっしゃらないとか、活動が停滞しているとか、うまくいっていないとか、そういった町内会があることは私も認識しています。抜本的にというか、町内会自治、そういった活動がどうあるべきかと

いうものを根本的に考え直して再設計していかないと、これはまさに今のままで続いているというものがもうはっきりしていますので、その点に関しては行政も、そしてまた町内会の皆さんも一緒になってこれは検討していかなければならないと思っています。

この間、出席させていただいた町内会連合会の意見交換会の中でもやっぱり皆さんから改めて意見を聞いてみると、やはり役員に対しての報酬も出しているところがあったり出していないところがあったりとか、本当にやっている事業とかも違ったりもするのかなと思って聞かせてもらっていました。

今の段階で特効薬的なものはなかなかお示しできないというのは、これはご理解いただけたと思うのですが、大事な点として、やっぱりボランティアであるというところが何かもう限界に来ているのかな。やっぱり報酬というものをしっかりと設定しなければならないのかなという、これが議論が要ります。当然議論が要る話ではあるのですが、そしてまた町内会の活動として最低限どういった事業をやらなければならないのかというのをしっかりと見いだして、自治活動の中で、これはやっぱりスリム化というものは私は必須になってくるのかなと思います。

私もこの町に来てすぐ町内会に所属させていただきまして、本当に皆さん、昔から続けてきたいろんな事業、青年部でも衛生部でも、またいろんな部においていろんな事業をやっている中で、やっぱりこうあるべきなのだという考えの下、継続してそれを維持していかなければならないという、ある意味すごく真面目に真摯に町内会活動を捉えている。それにのっとなって、本当にいろんな大変なことがあったりもします。

そういったあるべき論というものも、これはしっかりと議論していただいて、やはり新たな町内会の在り方、自治の在り方というものをやっぱりみんなで考えていかなければならないと思っています。そういったことの議論が進んだ上で、その先に、例えば行政から、意見交換会の中でも話出ていたと思うのですが、例えば財政的な支援ですとか補助金とか、そういった議論が尽くされた後にそういうものがあるのであれば、それは非常に有効なものだなと思います。

ただ、例えば今本当になり手がなくて、どうしようもないという状況になるのであれば、それは考えなければならないのですが、最初の答弁でもお話しさせていただきましたとおり、安易に支援というものを継続的に満遍なく出すというのは非常に本質的に本末転倒なことになりかねないという懸念も私は持っています。そういったことも含めて、引き続き町内会連合会、連合会だけではなくて、個別の町内会の皆様とお手軽町長室というか、移動町長室のようなものも継続して実施させていただきますので、膝を突き合わせて細かいいろんな意見交換、議論というものはしっかりと進めさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○4番（河野 淳君） 今後取組についてお話ししていきたいということだったのですけ

れども、いろんな計画策定とかあると思うのですけれども、コミュニティ機能の強化ですとか在り方に関する部分について、もちろん委員のメンバーの中に町内会の方、多分入ると思うのですけれども、強制ではないのですけれども、最少単位の地域の在り方として、そういう意見が町の行政運営とかに反映されていただけるような仕組みづくりといいますか、今後の大きな計画策定のときとかにはその地域コミュニティの在り方について見直しといいますか、みんなが参加しやすいですとか、何かそういう方向に持っていけるような計画づくりを今後行っていただきたいと思うのですけれども、その辺りはどうでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

当然これから来年度、第3次総合計画の策定の時期にも入ってまいります。当然地域自治、そしてまたコミュニティの在り方、様々な文化活動ですとか、本当に多岐にわたる様々な手をかけづらいような色の違いのある課題として見受けられるのですけれども、やはりその点に関しましても、言葉で言うのは簡単ですので、この場で私の個人的なというか、思いも含まさっての話で聞いていただきたいのですけれども、やっぱり様々な課題もいろんな見方を変えることによって本当に魅力ある新たな価値に変えれると私は思っています。漠然とした表現で申し訳ないのですけれども、やはりそういったことを前向きに捉えつつ、課題感だけではなく、新たな仕組み、成功事例も物すごくいっぱい地域に全国にあったりもします。そういった情報の共有等々も含めて、しっかりとリーダーシップを持って皆さんと一緒に新たな自治、コミュニティ、町内会の在り方というものを模索し、すくい上げていきたいと思えます。

以上です。

○議長（木村俊広君） アフターコロナの町内会活動についてを終わります。

以上で議席4番、河野淳君の質問は終わりました。

次に、森町職員の書類偽造事件等について、議席2番、河野文彦君の質問を行います。

○2番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

森町職員の書類偽造事件などについてです。11月7日の報道にて町内水産加工業者による施設等整備事業補助金の不正受給事件が明るみに出ました。報道各社より全国へ報じられ、大変不名誉な事件に多くの町民が不安と不信を抱き、森町がニュースになるのは事件や不祥事ばかりだと落胆の声も聞かれます。

このたびの事件は、2つのポイントがあると思われ、1つ目は町内水産加工業者が不正に補助金を受け取ったこと、2つ目は森町職員が不正に補助金を受け取るための事務書類を作成し、関係省庁へ提出する際に町長印を不正に押印したことであると考察します。

1つ目については、事件を指摘した会計検査院が主導で調査、処分が進むと思われますが、2つ目については森町が調査し、町民へ情報を公開し、不正受給に加担した職員を処分しなければなりません。4月には会計検査院より事件を指摘され、調査を進めていたようですが、会計検査院ホームページに検査報告が公表されたのを機に町としても本格的に調査結果の公表を行わなければなりません。町民の不安と不信を払拭するためにも、

これまでの経緯、調査内容の公表、何よりも町民への謝罪が必要です。

また、会計検査院から森町の事業として特別交付税の算定対象にならないにもかかわらず申請されており、過大に受給されているとも指摘されております。しかし、町民、議会には一切の説明がされておらず、その姿勢に問題がありますので、質問します。

これまでの調査で判明した事件の経緯は。

2つ目、町民への説明と謝罪を行わないのか。

3つ目、不正受給に加担した職員を告発するのか。

以上、質問いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

まず初めに、町内事業者による国の補助金不正受給に関し、当町職員が本来は実施事業者が作成すべき入札書類を作成したほか、公文書を偽造し、公印を不正に使用するという極めて重大かつ許されざる行為が判明いたしました。このような不正が役場庁内で発生したことは、首長である私の監督責任の重大さを痛感するものであり、町政を預かる者として深く反省し、町民の皆様に心よりおわび申し上げます。

経緯についてでございますが、本年4月14日に会計検査院の実施調査が当町及び事業実施主体である町内事業者に入り、その過程で当該事業者の補助金不正受給が判明しました。さらに調査を進めていく中で、5月8日に当町職員の不適切な事務処理が発覚したものであります。当該職員の非違行為については、先ほど触れたとおり、本来実施主体である事業者に対し審査、指導する立場にありながら適正な契約手続である入札を実施せず、入札を実施したとする虚偽の入札結果報告をするなどした行為、また決裁による承認を受けずに公印を押印するといった行為などが確認されております。現在は、11月5日の会計検査院の決算結果報告を踏まえ、町内事業者の補助金返還及び当該職員の非違行為について対応しているところです。

本件に係る職員の非違行為に関しましては、地方公務員法及び森町職員の懲戒処分の基準及び審査に関する規定に基づき、懲戒処分を行うことを検討しております。

また、告発の可否に関しまして、この場で具体的な内容を申し上げることは差し控えさせていただきますが、法令遵守及び自治体運営主体としての責任を踏まえ、社会通念上取り得る適切な判断を行うことが不可欠と認識しております。今後事実関係の検証と法的観点からの整理を十分に行った上で、最終的には町長として私が責任を持って判断し、決定してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○2番（河野文彦君） 今回の事件も、この事件の手続といいますか、処理のほとんどが岡嶋町長の就任前に行われたことですね。ですので、岡嶋町長に追及するのと思うのですけれども、町長、以前に行政は連続しているというお言葉がありましたので、岡嶋町長にいろいろお聞きしながら進めていかなければならないのかなというふうに思っていたと

ころです。

今回の会計検査院の報告書を見ていると、やっぱり虚偽の申請に加担したとか、町が申請した虚偽の報告書を北海道へ提出したとか、大変厳しいというか、本当にあってはならないような指摘がされてしまったのかな。本当に残念に思うところです。

先ほど同僚議員で公印の質問あったところで、法令遵守や倫理意識を教育するというようなお話をされていましたが、今さら教育するようなことなのだろうかと思うのです。法律は守りましょう。ルールに反したことをしては駄目ですよ。これ以上もこれ以下もないのです。でも、今さら教育しなければならないことなのかな。そこが僕は本当に残念だと思います。職員の方だって、本当に残念ながらこういう行為に至ってしまう方ってごく一部です。ほかの方は、ちゃんとルールに従ってやっているのです。でも、やっぱりこういう事件が起きれば、森町の職員はと言われてしまう。非常に僕は残念だと思っているのです。

それで、やっぱり処分はどうするのかというお話は先ほどもありましたけれども、僕はこの処分というのが、言ってしまうとその職員の方のこれからの人生に左右するようなことになるのかもしれないけれども、それが言葉を変えれば抑止力だと思うのです。今さらそんなルールを守りましょうと教育するようなことではないと思うのです。ただ、こういうことをすると、こういう処分になってしまうというところを、やはり職員の皆さんに改めて感じてもらうこと、これが僕一番、正直言って効き目、効き目と言ったら悪いかもしれないけれども、効果があるのではないかと思うのです。僕たちだって、スピード違反したら捕まって罰金取られるからスピードを守るのです。一時停止もちゃんと止まるのです。それが言い方変えれば抑止力だと思うのです。違反をすればペナルティーが来る。それをしっかりと理解してもらおう。皆さんに感じてもらう。それが、僕はこういう再発防止策に一番効果があるのではないかというふうに思うのですけれども、まずそこをもう一点、町長の考えを聞かせてほしいのと、告発するのかというところで、差し控える。告発となれば、いろんな関係機関も出てくるお話ですから、ここでまだ行ってもいいのに詳しくお話することはできないと思うのですけれども、ぜひ毅然とした対応をしてほしい。

僕もいろいろよその町のこういった事件の経過とか、その後の処分とか自治体の対応というのを見たのですけれども、やはり結構厳しいところまで処分されていますよね。一番厳しい例だと、それこそ懲戒免職から停職1年とか、あと刑事告発も含めて、結構厳しくされています、よその町。なので、森町もこれから懲戒委員会、そういったところで話し合いになるかと思うのですけれども、その辺は本当に町民の方が納得する、そして今後の抑止力になる、そういった結果を出してほしいなというふうに思うのですけれども、その辺も町長のお考えをもう一度お願いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

最初の答弁でもお話しさせていただきました。今回のこの件に関しましては、公印という町を代表する印というか、そういったものの取扱いに関することをございまして、先般、

今回の一般質問の中においては同僚議員の方からも多くのまた違う視点からのご質問、そしてまたご意見等々もいただいているところでございます。

当然町長といたしまして、今回の事案に関しては、本当に極めて重大かつ許されざる行為であると認識しております。そしてまた、複合的に違反をした町内の事業者、そしてまた役場庁内における公印の不正使用、2つの側面があるとはいいいながらも、結果として北海道、そしてまた国に対しても多大なご迷惑をおかけし、そして関わった国や北海道の職員さんに対しても、本当にこれは申し訳ない事態であると認識しております。

当然懲戒審査委員会を通じて、私が諮問し、答申をいただいて、それで決定という流れにはなります。毅然としたというところは、当然私はそのとおりだと思いますし、一般的に言われる文書の用途、社会的影響の大きさ、また再発防止の必要性、観点、そしてまた本当に社会通念上一般的に言われる、そういう様々なことを勘案して私は判断しなければならないと考えております。

重ねての答弁にはなりますけれども、しっかりとこれは町民の皆様にお示しするという意味でも、懲戒審査委員会の規定にのっとりではありますけれども、しっかりとこれは対処していきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○2番（河野文彦君） 今町長のお言葉にあった、本当に国や道にも大変な迷惑をかけてしまったのかなというふうに思います。私も思います。

もしうちの職員が、いやいやと。こういう申請はまずいと。これは対象にならないよと。そのとき適正に指導していれば、こういうことはなかったと思うのです。ですから、その辺やっぱり今回やってしまったことの重大さというのは、町長のお言葉からも分かるのですけれども、しっかり今後対応していったほしいな。

国や道に迷惑かけたという言葉、大事だと思うのです。僕、この手の補助金、国や道が支出しますけれども、町が窓口というようなタイプのが幾つかあると思うのですけれども、ではなぜ直接国に申請しないのといったら、この町、地方の自治体のほうが、よりそういう事業者の声も聞けるし、実態も把握しているし、そういう申請をしていくのに、やはり地元自治体の職員の方が窓口になってくれたほうが、よりきめ細やかな対応ができるというような趣旨なのかなと私は思っているのです。本当にそういう思いを今回踏みにじるような行為であったと私は思っていますので、その辺は繰り返しになりますけれども、しっかり対応していったほしいと思います。

通告文の後ろのほうに、今回森町も指摘されているのです、残念ながら。特別交付税のほうで。その内容を見ると、これは本当に認識の違いというか、言ってしまうとちょっとした事務処理のミスなのかなというふうに私は思っていました。先ほどの例と比べてしまっても適さないかもしれないけれども、そういう悪質さが無い事務的なミスであったかなというふうに見えています、私は中身に関しては。ですから、これ指摘されたことに関し

ては、ミスはないにこしたことはないですけども、人間は必ずミスしますので、今後こういうことがないように気をつけて。今回は、その分いろいろ地方交付税のほうとかでも対応されてくると思いますので、その辺はしっかり町としても今後こういうことがないようにしていってもらえたらなと思っていたところなのですけども、今回の会計検査院の報告書がホームページにアップされたのですけれども、私は関心があったものですから、すぐに中身見ていました。最初に言った水産業者の件と、それをずっと読んでいる中で森町も指摘されていたのだと、私そこで知ったのです。その次の日に、私が認識した次の日に新聞に出たのです。後ろのほうにちょっと出ましたよね。私は、たまたまホームページで見たのですけれども、多分同僚議員の中で新聞で初めて知ったという人がたくさんいたのではないかなというふうに思っていました。なので、やっぱりこういう事案を私たちが報道で知るというのは、それはいかがなものかなと思うのです。ですから、この会計検査院という性質上、調査に入っている時点で公表できないだとか、どこかのタイミングから公にできるだとか、そういう事情はあるのかなとは察しますけれども、少なくとも会計検査院のホームページにアップされたということは、全国民にもう公表しているのと一緒にですから、その時点で全町民にとまではまだいかなないかもしれないけれども、せめて議会のほうに、実はこういう指摘もありましたというような第一報があってもよかったのではないかと。せめて新聞で報道される前に。それがすごく私残念でなりません。厳しく言えば、本当に議会軽視ではないのかと。もし新聞報道にされなかったら、今回全協で資料を配られましたけれども、新聞報道されなかったら、この件触れないで終わったのではないのかなと疑わざるを得ないです。ですので、今後こういう案件があったとき、出せる出せないにはタイミングがあるのは分かります。ですが、公表してもいいタイミングになったら、速やかに町民、議会へ報告するべきだと私は思いますので、その辺町長の認識をお伺いしたいと思います。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

お話の中で様々な公開のタイミング等々、いろんな諸事情はあったというところをご理解いただけるのかなと思いつつも、やはりこういった事案、議会のほうに報告すべき事案に関しましては、それは議員お話しのとおり、速やかになされるべきだと私も思います。今後このような事案が発生しました場合にはしっかりと、当然のことなのですけども、速やかにそのタイミングを経て報告、そしてまた情報共有はしっかり進めさせていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 森町職員の書類偽造事件等についてを終わります。

以上で議席2番、河野文彦君の質問は終わりました。

次に、行財政改革をどのように行うのか、森町の特性に合った事業とは、議席7番、斉藤優香君の質問を行います。

初めに、行財政改革をどのように行うのかを行います。

○7番（斉藤優香君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

行財政改革をどのように行うのか。10月17日に複合施設整備に関する調査特別委員会が開催され、中期財政収支見通しが提出されました。議会では、基本構想での検討不足を懸念し、早くから財政シミュレーションの策定を依頼しておりました。そのときの説明では、財政が厳しいため複合施設整備の計画を延期し、まずは行財政改革をすることでしたが、そのためには何をするのか。そして、実行計画は策定されるのか、目標値や期限を決めているのか、町長に所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

現在の財政状況及び行財政改革に向けた実行計画について、以下のとおりご説明いたします。複合施設や公共施設の老朽化対策など、町民サービスを支える施設の整備に対応するためには、十分な財源確保と財政負担の緩和が必要となり、現時点での財政状況では大変難しい状況であります。町としましては、行財政改革を進め、財政基盤の強化を図る必要があります。

行財政改革に当たっては、現在の財政状況や行政運営などの実態を分析し、収支構造上の課題を聖域なく明確にして目標値を設定することが大切でございます。その目標費を基に事務事業の見直しや歳入の適正化など、実効性のあるアクションプランを策定し、進めていく必要がございます。それらを踏まえた行財政改革を確実に実行することで施設整備のみならず、産業振興や福祉、子育て、教育の充実など、町民にとって重要な分野への投資を実現できる財政状況をつくり上げていきます。

行財政改革は、一朝一夕になし遂げられるものではありませんが、確実に実行計画を進めていくことで、将来的に必要な施設整備を含めたまちづくりが可能となります。改革を進める中で、町民の皆様には進捗状況を定期的に報告し、共に改革を進めていくという意識を持ち続けていただくことも重要と考えております。町民の皆様にご理解とご協力をいただきながら、持続可能なまちづくりを実現していく所存です。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） これで3人目になるのです、この行財政改革についての質問が。ということは、これがいかに今の森町にとって重要課題であるかということだと思います。

先ほどの同僚議員の質問に対しての町長の答弁にも、今後というお話もありましたし、まずは基本方針を決めるというお話もあったと思うのです。今年度の予算を決めている今やなくて、いつやるのでしょうかと私は思うのです。今回のお話の中でも具体的な話は何一つないのです。今実行計画を今つくらないと、複合施設整備は延期ではなく中止になるのではないかと思います。

基本構想で本当は財政シミュレーションもきちっとしてから次の基本計画に進むべきところが、それがありません。そのときの町長の答弁も60億円から120億円というすごく幅広い、財政はかかるという答弁がありました。今回不測の事態が起きたから、こういうことで複

合施設整備は延期させてもらいますというお話なのですけれども、やはり当初から議会としては特別委員会も立ち上げて、この計画に無理があるのではないかなというので、とても注視してきたところでした。本当に今抜本的な見直しをしていかないと、この先につながらないのではないかなと思います。

先ほど町長は、もうコンサルには頼らないと答弁されたとも思うのです。私も本当にそう思っていて、コンサルに頼らない、自分たちの手で育むようなまちづくりが必要なのではないかな。自分の手の中できちっと把握できる、そういうようなまちづくりが必要ではないかなと思います。

宮城県の東松島市では、第2次総合計画から印刷と製本以外は全て市職員が担い、職員の負担は増えたものの、地域を知る職員自らが考えた施策を積み上げ、実効性のある計画になったと言っております。ぜひ森町もやっていきませんか。

また、春には森と砂原の公民館を閉鎖する予定であるという発言がありました。次には、砂原は耐震診断をする。その先は結果次第で、計画はまだない。この町はどうなってしまうのかという町民の声が多く寄せられています。先ほどの議員にもありましたように、やはり町側はそういう思いではないかもしれないですけれども、私たち町民にとっては、やはり行き当たりばったりに映ってしまう。そういうやり方は、考え直してほしいなと思います。きちっと計画ができてから、町民にお知らせするような形を取っていただきたい。そして、町の将来は財政にかかっているのです。その行財政改革を、今のところ町長からは具体的なお話は何もないのです。早急に進めて、町民の福祉の増進を図っていくべきだと考えます。

先ほど町長も言われましたように、第3次総合開発振興計画策定に入りました。入っている時期になりました。未来のまちづくりのためにも、実行計画とアクションプランを具体的に早急にいつまでにつくるかということを考えていかなければならないと思いますが、町長の所見を再度お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほどの答弁、本日の一般質問の中において、この案件で答弁させていただきました内容を整理し、観点を定めながら答弁させていただきたいと思います。

先ほどコンサルさんに頼まず、自分たちでK P I なりを定めなければならないというのは、行財政改革の案をつくる、その点についてそのようにまず私は答弁させていただきました。その意味は、当然この改革には大きな変化が生じると。先ほどもお話しさせていただきました。今までやっていた補助事業がなくなります。今までやっていたいたこういう金額が値上げになります。簡単に言うと、そういうことがやっていかなければなりません。それは、町民の皆様本当に、我々も町民の一人としてこれはお話ししているのですけれども、町民全員でいろんなことを判断して、これはやっていかなければならないことです。当然利害関係のある中においては、強く反対される方、自身の主張を強くされる方というのも当然出てきます。しかしながら、なぜそれが必要なのかということを数字

をもって目標値、経過を判断するということをやっていけば、これはおのずと導き出すとか、行くべき将来の方向性というものは、これは数字が導き出していきます。そういった点で、長年この現状の財政の状況というのは、担当課もそうですけれども、予算編成をしている我々も含め、各担当課もそれは何のところにどのくらいお金がかかっていて、この先どうというような状況になっていくかというのは、本当に長年懸念としてみんな抱えておった、私が町長になる前から抱えておった、そういう状況でございます。それをやはり何でこの数字なのか、何でこの分野なのか、何でこういった事業なのか、何でこの値段を上げなければならないのか、そういったことをしっかりお示しするために、まずは行革の案、そしてまたそれを基にした実行プランというかアクションプランですね、そういったものを丁寧に町民の皆様にお示ししながらしていかなければならないと思っています。

この財政的な負担に関しましては、公共施設、複合施設の建設当初から、これはもう当然分かっておりました。いろいろな考え方、やり方、見方というものの中においては、全てを完璧に懸念を払拭し、こうやりますということを議会のほうにお示ししてスタートするというものが、これは多分一般的なのかなと思います。しかしながら、今の公民館の耐震の状況、役場庁舎の耐震の状況、本当に様々な町内の行財政サービスも含め状況を見ますと、むしろそれが懸念だったからこそ、今までずっと何もアクションが起こせなくなってきたのかな、トップがそう判断してきたのかなと私は感じました。ですので、まずは行動を起こす、どうするということこそをまずはスタートさせなければ、これまた4年、8年、10年、20年と同じような状況に私はなると判断しました。そういったこともありまして、様々な懸念、課題はありながらも、まずは構想からスタートして基本計画、設計、実施設計と、行政的な進め方はあるのですけれども、これは私は進めていかなければならない。同時並行的に進めていかなければならないということで、本日まで来しました。場当たりのにみたいな、そういった印象を持たれてしまうのかなというのも、それは議員ご指摘のとおりなのかもしれませんが、しかしながら物事を確実に一步一步進めるということにおいては、お示しできることからしっかりと進めていくという、そういったやり方も私は必要であると認識しています。引き続き、いずれにいたしましてもしっかりと情報共有は議会のほうにさせていただき、丁寧な説明というか、最終的には合意形成を得て進んでいくという流れになりますけれども、状況としては予断を許さない、時間もあまりない、そういった状況であるとも認識しておりますので、ぜひその点をご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） 町長のやり方というのがそういうのだというのですけれども、やっぱり町民が不安に思うようなやり方をしてはいけないのではないかなと思います。

行財政改革も、やはり今やっていかなければいけないというのは、どちらも分かっていることだとは思いますが、先ほど町長はこれから分析していくというお話がありました。

しかし、毎年総務省は各市町村の決算状況を比較分析しているものがあります。令和5年度の森町の場合は、32の類似団体と比較しております。結果は、御覧になっていると思いますが、人口1人当たりの人件費、物件費も国家公務員の給料を100として比較するラスパイレース指数も98.2と類似団体との比較の中では高い値となっております。町のほうで結果を分析しておりますが、合併をしたので職員が多い。一度給料を下げたことがあるため、現在は高い水準であるという分析を行っています。だからしょうがないのでしょうか。合併から20年たっても、分析を毎年しても、20年何も変わらない。変えない結果が今だと思います。それでも変えないのでしょうか。財政構造の弾力性の分析では、今後も合併効果によるスリム化、投資的経費の抑制、徹底して経常経費の削減、自主財源確保の対策に努めるとあります。これ、多分ずっと同じ文章が載っているのではないかと思います。でも、だったらやりませんか。成果の出ない事業を次の予算からきちっと漫然と続けるようなことはやめて、無駄は見直して、必要なところに届くように、ここで抜本的に変えていかないといけないときではないでしょうか。

また、上川管内全23市町村と上川総合振興局は広域連携組織をつくり、各自治体の状況に応じて柔軟に連携し、導入コスト削減化を見込める事務システム共同調達や条例改正案作成などの効率化をして行政サービスの維持に向けた取組をしています。ぜひ町長も広域で連携していくような働きかけをしていくべきではないでしょうか。もう一度所見をお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

総務省で発表しております財政状況の指標に関しましては、これは当然ずっと目を通してありますし、類似団体との比較というところに関しても、町民1人当たりとか、議員も御覧になっているのかなと思いますけれども、事細かく出ております。

現状の財政状況をぱっと見ますと、実際基金も年々ずっと増えていきますし、一般財源とは言われませんが、ふるさと納税も一定額をいただいていますし、税の収納額、収納率に関しても、様々改善のほうは見られてきております。財政状況が現時点でいいのか悪いのかと言われると、それは将来負担率も含めてですけれども、ほぼほぼ数字には出てきていないという状況です。しかしながら、何を分析しなければならないかという話ともリンクするのですけれども、要はこういう機会ですので、はっきり表現させていただきましても、例えば火葬場が2つあります。これ、1つでいいのではないかな。なくなるほうは、みんなこれはあったほうがいいですから、皆さん。でも、それに関わっているいろんな方々がいろんな意見をお話しされると思います。例えばの話です。そういった中で、ではそれをやることによって数字がどう動いて、今後その数字がどういうふうに生かされるのかということを再度設計しなければならないと思います。

ですから、歳入に関してもそうです。例えば水道料金も今新聞報道では、先日とある市では2割もアップするとかという話も出ていきますし、本当にいろいろな外部環境の変化というものが生じております。それに連動して、各それぞれの数値ですね、そういったもの

を変動させながら毎年毎年検証し、分析するという行為は、これは毎年毎年必要なことになります。ですから、そういった面での検証、分析というところで私は答弁させていただきました。

ラスパイレス指数の話も出ました。広域の話も出ました。一般的に今まで言われてきたのは、この森町は広域ですとか外部委託が進んでおらず、そのせいで職員の人件費が多い。では、逆に近隣自治体を見て、広域化も進んで、外部委託もやってきたと。人件費は減るのですけども、例えば補助費ですとか繰り出しとか、その辺が総体的に上がる。そういった分析の視点というものも、これはちゃんとお示しする形で、根拠として私は数字として出していかなければならないと思います。本当にラスパイレス指数も、うちみたいに若い、今大分直ってきましたけれども、若い年齢の職員が課長職になりますと総体的に上がってしまう、そういった指数でもあります。ですから、しっかりと議会の皆様、町民の皆さんが判断して、自身の負担感というか、まさに自治の考えだと思うのです。自分たちが責任を持って受け入れて未来につないで今をつくっていく。そういう意味で、その判断基準となるものはやっぱり数字だなと思っています。ですので、確かに定性的なこういうふうなものをこういうふうにやっていきますということではなく、やはり数字を使って計画を示していくというものが大事だと思いますので、その中において改めて広域化の話ですとか、外部に委託する、様々なご意見が出てくるのかなと思いますので、そのときに改めてそのようなご意見をいただきながら、検討、検証をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（木村俊広君） 行財政改革をどのように行うのかを終わります。

3時10分まで暫時休憩します。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時10分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、森町の特性に合った事業とはを行います。

○7番（斉藤優香君） 次に、質問させていただきます。

森町の特性に合った事業とは。議会では、このたび特色あるまちづくりを行っている阿南市を視察いたしました。阿南市民に野球好きが多かったこともあり、野球のまち阿南でまちづくり、まちおこしを行うと平成17年に市長が決めて、プロ野球の公式戦も開催できる球場を誘致し、県が建設、市が運営、そこを中心に運動公園を整備し、野球大会の開催、合宿誘致、野球観戦ツアーなど官民が連携して産業につなげ成果を出しておりました。産業部に野球のまち推進課を設置し、職員3人で野球の関係人口を増やし、各課と連携して産業振興を行っていることに大変驚かされました。

町長は、就任以来、稼げるまちづくりと言っておりますが、どのように考えているのか、

そして地域の特性に合った事業とは何か、町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

私の掲げる稼げるまちづくりとは、外貨を稼ぐと内貨を稼ぐの2つの視点で捉えております。内貨については、まず何よりも今現在町内で事業を行っている方々がこれからも安心して事業を継続していくことができるためのハードとソフト両面をしっかりとサポートすることです。例を挙げますと、ハード面につきましては1次産業に関してはインフラ整備などに対する支援であったり、ソフト面では国の交付金を活用した商品券による商工業に対する需要喚起、拡大を図ったりと、各産業を網羅できるよう心がけてきたところでございます。

外貨につきましては、チャレンジ精神あふれる方々を発掘したり呼び込んだりしながら、新たなジャンルで活躍できる方々がこれまではなかった新しい稼ぎ方を町内で展開できる体制が、徐々にではありますが、できつつあります。こちらにも具体例を挙げますと、地域おこし協力隊がOB、OG、現役を問わず、町内で新たに起業し、これまでのコンサルタント業や木工製品に加え、今年度からは民泊といった事業を行っており、町民のみならず、町外の方々も利用するなど外貨も稼げる事業として着実に歩みを進めております。これらの2つの視点を持って、これからもまちづくりに注力していくことはもちろんのこと、さらには大きな意味での町の利益を目標に掲げ、私自身も既成概念にとらわれることなく、新たな稼げる方法の開拓についても調整してまいります。

また、ご質問にあります森町の特性に合った事業としましては、阿南市の視察内容に触れられておりますが、森高校も8年ぶりに野球部が復活し、様々なメディアで取り上げられており、喜ばしい限りであります。阿南市では、野球好きな市民が多いとのことで、機運の醸成を図る土壤が既に出来上がっていたことからこそ市長が判断したものと推察しております。

森町の特性としましては、山、海の幸や観光資源が豊富であり、多種多様な桜が咲き誇る公園や環状列石などの縄文遺跡群など、観光資源も豊富にあります。1次産業の町特有の食と観光のコラボレーションを今後も継続してプロモーションしてまいります。

また、当町としましては、来年度から第3次森町総合開発振興計画の策定に着手する予定であり、まちづくりに向けた町民アンケートを実施したいと考えておりますので、それらの結果も踏まえて、何かに特化すべきか否か、特化するなら何かということを見極めながら慎重に検討してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） 少しずつ稼ぐ町に皆さんで努力しているというのを今おっしゃられた。先ほども歳入を増やしていく、また稼いでいくと発言されましたが、何でどれくらいを目標にしているのかとか、そういうことは全く分からない状態だなと思っています。

なぜ稼ぐ力を強化しなければならないのかというところなのではけれども、函館市は毎

年市民により分かりやすく市の財政を知ってもらうために、決算を一般の家計に置き換えて、市の台所事情として発表しております。

森町の令和５年度の決算を森町山地の台所事情として作ってみました。森町の決算額約136億円を年収500万円、月額約42万円に置き換えて、縮尺に直して作成した結果に私はとても危機感を抱きました。大きい数字だと分からなかったのが、これに置き換えてみると、まず町税はお父さんの給料というか、家族の給料としては、500万円のうち年間65万円しかないのです。月額は５万4,000円。地方交付税は、親からの仕送りとして年間153万円、月額12万8,000円です。国、道支出金は、親類からの援助として年間100万円、月額８万4,000円です。地方債は、ローンの借入として23万円。先ほどからお話がありましたふるさと納税は、友人からのカンパみたいなものだと大体100万円なのです。借入金や諸収入は、貯金取崩しとして59万円となりました。令和５年度の年末の残高は、町長もおっしゃったように、今森町はそんなに悪い状態ではない。これから先に何かを造ろうとか何かが起こったときに財政難に陥るということなので、残高は辛うじて９万円の黒字で終わりました。特に令和５年は不要な支出が少ない年でした。

何を言いたいかというと、自分で稼ぐ力がとても弱くて、ほとんどが仕送り頼み。一たび減ったりなくなったりしたら破綻するということです。毎月の経常経費が収入の92%を占めていて、自由に使えるお金は手取りの８%しかありません。だから、より多く稼ぐことが大事になってきます。これがいいかどうかは私も分からないのですけれども、基金をただ積み上げていくだけではなく、運用している自治体もあります。そして、先ほど町長が言いました外貨と内貨という話ですけれども、町内のお金は町内で回していく。漏れたバケツのように町内でたまってきたお金をじゃあじゃあと外に回すのではなくて、町内で回すようなことも考えていかなければならないと思います。

行財政改革で削減を行い、同時に稼いでいくことを考えて、先ほどの議員も言われたと思うのですけれども、早く決めて、早く進めることも大事ではないか。この先、計画を立てていく上では、やはり財政が一番重要になってくるので、まず町の特性を考え、早く決め、早く進め、長く続けるみたいなことはどうでしょうか。必要ではないかと思うのですけれども、町長のお考えありますでしょうか。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 ３時２０分

再開 午後 ３時２０分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

今の地方自治体の財政状況に関しましては、目指すというお話が議員のほうから出ましたけれども、交付税の関係の話、親からの仕送りという表現されていましたが、当

然今の税収が上がったとして、交付税の仕組みの中においては、それが丸々町の財政にプラスになるというわけでもなく、非常にこの財政の仕組みの中においては、今の交付税を頼りにしなければ運営が立ち行かなくなるという現状の中において、家計に直に比較して例えるというところは、一部よくて効果的な部分もあれば、一部誤解を生む可能性もあるのかなというふうに思います。そういった中においては、やはりおっしゃりたいことは、ではどうやって一般財源を確保しつつ、様々な国、北海道の事業、補助メニューを活用しながら事業主体というか、事業規模を大きく膨らませていくかということになるのかなと思います。

基本的に町が稼げる方法というものは限られておりまして、その中においては定量的に産業が振興されて税収が増えるということは結果としてはありますけれども、基本的には今現状の農林水産の方々がより自分たちで付加価値を講じて、自分たちがもうかるという仕組みをいかにしてつくっていったあげれるかというところがこの地方創生という考え方、そしてまた地方の交付税を活用しながら、交付税の中でやるという考えともリンクするのかなというふうに思っていたりもします。

不交付団体になれるくらいの税収ががばっと入ってくるというところを目指すのが、ではいいのかどうなのかというのは、なかなか難しいところもあるのですが、今置かれている立場においては、国はやはり地方を見ていただいています。地方のほうを見ていただいていますので、無秩序に交付税が増えるとか事業が採択されるとか、そういうことはありませんけれども、先ほども少しお話しさせていただきました課題という目線を地元のみんが目線を変え、外部の人間を受け入れ、みんなで価値をつくり出すというところに関しては、国はお金を今出そうとしています。まだまだ政権が代わって、責任ある積極財政という言葉が何を意味し、それに対して地方が何を応じなければならないのかというものは、これから出てくるし、我々がそれに解釈して応えていくというところになるのかなと思いますけれども、基本的には今地方にとってはすごくチャンスが訪れているのかなと思っています。特に北海道においては、様々な再生エネルギーの可能性の話もそうですし、1次産業で生まれる商品群がやはりこの北海道ブランドというものと結びついて、他に類を見ない、負けない商品に今なっている、そういう状況もあります。近年、環境の変化で非常に漁師さん、農家さん、林業に携わる方々、本当に1次産業の皆さんは大変な思いをされておりますけれども、やはり国も地方自治体も活力で1次産業の振興、地方がやっぱり元気にならないと北海道も元気になりませんし、北海道の元気は国の元気というふうな合い言葉を基に、いろんな中央要望等々、今首長同士連携して行っております。

財政のシミュレーション、そしてまた財政の計画、そしてまた行財政改革の方針に関しては、今雑駁にいろいろ話をさせていただきましたけれども、しっかりと組み入れながら進めさせていただきますし、お示しさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） 町長も前向きに考えられているということで、先ほど町長もおっしゃっていましたが、森町は大変豊かな町で、様々な産物があると思います。やはりそれをブランド化していくことも重要で、そして全世界に売り込んでいくような取組を官民連携で考えていただきたいと思います。

このたび道内10例目、道南で3例目に知内のニラの北の華がG I登録され、地域の励みと誇りになっていました。負けないぐらい森町にも宝があるのですけれども、それをどうやって育てていくか、どのようにサポートしていくか、それがやはり町に課せられたことではないかな。生産者の方たちは一生懸命やっているのですけれども、それをどうつなげていくか、どうブランド化していくかということをぜひ協力しながらやっていただけると、森町の宝はどんどん価値が上がってくるのではないかなと思います。

最近、やはり企業の撤退とか倒産とか、産業の衰えを強く感じているというのも、やはり皆さん感じられているのではないかなと思うのです。その辺りも先ほどおっしゃったように森町の元気は北海道の元気につながって、全国の元気につながるというように、森町が元気になっていかないとならないと思いますので、誇りになるような特性を持った産物を育てていただけたらな。

このたびの阿南市も、そして前回視察させていただいた菊陽町も、市長、また町長のリーダーシップというのを強く感じました。そして、職員は少数精鋭で難題に取り組んでいました。特性に合った事業を決めたら、目標達成のためにビジョンを示し、職員の意欲を引き出して成長を促しながら導く力を発揮して、稼ぐという力につなげていくということをやぜひ町長にやっていただきたいと思いますと思うのですけれども、町長が考える、やはりこの町の特性とか宝とかを再度お伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

本当に議員もご存じのとおり、この森町には農林水産、1次産業、様々な魅力、そしてまた歴史があります。そういったものをやっぱり価値として、今の世代、そしてまた次の世代につなげる、そういった価値創造の主役を、私は事業者は町民であるのかなと思います。その彼らの意思を基に、やはり政策、施策としてバックアップしていくと。それが行政の役割なのかなと思っています。

産業振興に関しましては、最近大手の会社の撤退ですとか、本当にいろんなことが起きてまして、町としても、これは森町だけの問題ではないのですけれども、地域として1次産業が振興するということはどういうことなのかとか、その根本的な課題は何なのか。大手の企業、工場等々がこの地で工場経営、事業を営む、例えば外部から来てこの地でやるというメリットは何なのかというところをしっかりとつくり上げながら、今こういうのあるのですよ、こういうのいいのですよというふうなことをセールスするのも大事なのですけれども、今国のいろいろ大きな、国だけではなくて世界の大きな流れの中でしっかりそれをつかんで、それを森町の魅力と融合させて、企業誘致等々に、これは生かしていくべき

なのかなと思っています。

この話というのは、すごく抽象的な話になってしまいがちなのですけれども、やはりそのためには、言ってしまうと利害関係者同士の調整ですとか、やはりそれぞれがそれぞれの商売のために皆さん商売しています。そういった中において、やはりみんなで高めていくということがそれぞれの事業体、事業主、それぞれの個人、各団体において、どういうことを感じ、みんなでどういったことをやるのが助けていくということなのかなというところも含めて、これはやっぱり示していかなければならないと思います。特効薬とかはなく、具体的にこうすればいいなんて、方式とか公式も私はないと思います。実務で目の前にある壁を解決しながら、一つ一つ積み上げていかなければならないと思いますし、先人の先輩たちもそれを多分繰り返して来ていただいていたからこそ、今この森町にはいろんな魅力があるのかなと思っています。今後20年、30年、そしてまた50年、100年後の子孫、町民の皆様、後継者の人たちのために、今できることをしっかりと捉えて、これは政策として私は打ち出していきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 森町の特性に合った事業とはを終わります。

以上で議席7番、斉藤優香君の質問は終わりました。

次に、森林整備計画と太陽光発電について、自治基本条例について、複合施設建設事業の検討期間の延長について、議席13番、松田兼宗君の質問を行います。

初めに、森林整備計画と太陽光発電についてを行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

最初に、森林整備計画と太陽光発電についてということで質問いたします。森町が策定した森町森林整備計画、計画期間が令和2年から12年までの計画ですけれども、森町の76%を占める森林の山地災害防止機能と水源涵養機能の維持、強化を最重要目標として掲げています。これは、町民の安全と生活基盤を守るための町としての責務と明確な公約であると考えます。

しかしながら、近年再生可能エネルギー推進を背景に、広大な森林を伐採してメガソーラーを設置する外部事業者による開発が全国的に増加し、地盤の弱体化による土砂災害や泥水の流出が多発し、地域住民の生命と財産を脅かす深刻な問題となっています。

森町においても、貴重な森林資源と地域環境が不可逆的な被害を受けないよう、町の森林計画と地域防災の視点から無秩序な開発に対する町の明確な姿勢と具体的な対策を確立することが急務だと考えます。

そして、森町の豊かな森林を守り、災害から町民の生命と財産を守ることは、町政の最も重要な責務の一つであり、目の前のエネルギー開発の推進よりも、町民の生命と安全、そして森林整備計画の目標を最優先すべきであります。そこで、以下質問いたします。

まず、1つ目に森林整備計画の成果と課題は何かをお聞きします。

2つ目に、森林整備計画が大規模な森林伐採を伴う太陽光発電施設の設置計画より優先

すると考えるのか。

3つ目に、森町における太陽光発電施設の実態を町は把握しているのか。

4つ目に、現在計画されている太陽光発電施設があるのか。

5つ目に、規制対象区域の拡大など国の法律を補完する独自の規制条例を制定する考えはあるのか。

6つ目に、そして規制条例には災害発生時の事業者責任の明確化すべきと考えるがいか

がか。

7つ目に、また森林伐採を避けるために代替地活用の提案をすべきと考えるがいか

か。

8つ目に、森町の新エネルギー政策において太陽光発電の位置づけについて質問いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

本町の森林整備計画は、北海道が策定する広域の地域森林計画に沿って市町村が5年ごとに作成する法定計画であり、町の林況や地形に応じた具体的な整備方針や施業基準を定めます。

計画は、山地災害防止や水源涵養などの公益的機能も最も重視しており、これらは町民の生命、財産を守る上で不可欠でございます。大規模な森林開発については、厳格な手続が求められ、従来は1ヘクタール超の林地開発許可審査の対象でしたが、太陽光発電の増加や事故事例を受けて制度が強化され、2024年4月の政令改正により太陽光発電設備は0.5ヘクタール超でも許可審査の対象となりました。許認可は、町ではなく北海道が行い、地盤の安定や水源保全、土砂災害防止など、森林の公益的機能への影響を総合的に審査します。本町は、この計画を基軸に国、北海道と連携し、森林の保全と町民の安全を最優先に政策を進めていきます。

以上を踏まえ、以下質問項目ごとにお答えします。

最初に、1点目の森林整備計画の成果と課題についてですが、成果としては地域森林計画に基づき、山地災害防止、水源涵養等の公益的機能に応じた区域設定を行い、施業方針を明確にしてきたことが上げられます。人工林における路盤整備や間伐の推進により、施業の適正化を図ってきた点、さらに8,325ヘクタールに及ぶ森林林床の取得により、地域材のブランド化を推進できたことも成果でございます。一方で、課題としては、高齢級人工林の増加、不在村所有者による管理不全、ナラ枯れなどの森林被害の拡大があります。加えて、地域森林計画の対象外となる原野や雑種地での開発行為が増加しているため、町としてその開発行為を十分に把握できない実情がございます。そのことから、町が管理、所管する責任の範囲の中においては、当該開発行為における違法行為を見つけることは困難であると認識しております。

次に、2点目の森林整備計画と太陽光発電の優先関係についてですが、森林は町民の安全を守る山地災害防止機能や水源涵養機能を担う極めて重要な存在であり、本町としては当然ながら現状の森林整備計画は優先されるべきものと考えております。

次に、3点目の太陽光発電施設の実態把握についてですが、地域森林計画区域内であれば伐採届により事前に把握することは可能でございます。しかし、1点目の答弁でも触れましたが、区域外の山林や、そもそも開発行為に該当しない小規模な太陽光発電設備については、町として把握が難しい状況にあります。また、地域森林計画の対象外となっている原野、雑種地等においては、伐採届出の提出が不要となる場合があるほか、太陽光発電設備であっても設置面積が0.5ヘクタール以下の場合には開発行為に該当せず、届出が不要となります。そのため、町として事前に事業計画を把握できず、事業者との情報共有や指導、意見交換が行われないケースが生じる場合があるものと認識しております。

次に、4点目の新規計画の有無についてですが、現在町として情報を得ているものは駒ヶ岳地区1件、沼尻地区1件の計2件でございます。

次に、5点目の独自条例の制定についてですが、違法かつ無秩序な開発行為の抑制に関する独自条例の制定につきましては、地域住民への説明や合意形成などを丁寧に進める必要があるほか、条例の内容によっては事業者の活動に一定の制約を及ぼすことから、上位法令との関係性等を慎重に判断し、検討してまいります。

次に、6点目の災害時の事業者責任についてですが、条例が制定される際には事業者との事前協議における災害防止措置の徹底、維持管理体制、緊急時の連絡体制などについて十分に確認し、必要な安全対策、保全対策を求める内容は検討事項に含まれると考えております。

次に、7点目の森林伐採を避ける代替地の提案についてですが、現状において具体的な事業計画や設置場所の選定は、基本的には事業者自身が法令や期日的条件を踏まえて検討すべき事項であると考えております。その上で、本町としましては、必要に応じて制度面の情報提供や相談対応を行い、地域森林計画推進の観点からは可能な限り当該計画等への影響が少ない形で事業が進められるよう適切な助言に努めてまいります。

最後に、8点目の太陽光発電の位置づけについてですが、平成27年度に策定した森町地域新エネルギービジョンは令和6年度で満了し、3月に今後の取組指針を取りまとめたところです。公共施設への太陽光発電、蓄電池導入については、政府の導入目標に沿って積極的に取り組む方針であり、町内や各施設との情報共有に努めてまいります。また、住宅用太陽光発電システムについては、引き続き普及啓発に努めるとともに、実情に合わせた制度見直しも検討してまいります。今後の太陽光発電の位置づけは、現在策定中の森町地球温暖化対策実行計画の区域施策編に包含される予定でございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） まず、町長も含めて、皆さん方、一番感じていることだと思うのですが、私自身も一番最近感じていることは、5号線を走っていて、いかに太陽光パネルが多くなったか、見かけるようになったかという問題なのです。いつの間にかできているというのが実情。それを町は把握していないということなのですね。把握できないのだ

と。だから、私はそれだとまずいのではないかなと思っています。というのは、景観上の問題、それと畑地の問題。畑地を無断で転用するのはできないわけですね、農地法からいっても。そういうものさえ、もしかして違法でやっている可能性があるわけです。森林法の絡みもあります。そういうことからすれば、先ほど積極的に考えるみたいなことを言っていましたけれども、独自の条例を考えざるを得ない。

今現在釧路はじめ、白老、根室、いろんな場所で太陽光発電の問題に対していろんな問題が提起されています。それはなぜかという、要するに環境破壊なのです。そして、森町では、道全体でできている森林整備計画なのですけれども、森林整備計画というのは環境保全、山地災害防止機能と水源涵養機能の維持、強化が目的でなっているのです。それが町長は最優先であるというふうに述べました。だけれども、新エネルギービジョンにおいてどういうことを言っているかという、新エネルギーを太陽光発電、森の町に関しては太陽光発電が一番適しているのかなというふうに書かれて、私はそれを認識していますけれども、それをやるということは矛盾するわけです。環境保全、森林を守らなければならないということを最優先であるにもかかわらず、そういう森林を伐採し、あるいは違法に農地など、牧草地も含めてですけれども、そういう形で太陽光発電を造るということに関しては、かなり矛盾する政策であるだろうと。その辺をどうやって整合性を取っていくのかというふうに、まずその辺をお聞きしたいのですが、今現在、先ほど2件あると言っていました。

沼尻地区については把握していないですけれども、今日の冒頭の行政報告の中で初めて聞きました。風力発電を森川に14基立てるという話。計画があるのだというのを初めて今日聞きました。それだって、かなり問題が出てくる可能性があるわけです。それをどうやって規制するのか。国の法律では、0.5ヘクタール以上の場所に関しては届出が必要であるとか、それは道の許可であるとかという話になるのですが、今各地でそういう問題が起きる中で、条例を制定して規制をかけるという動きがあるわけですね。それを森町でもやらざるを得ないのではないですかというのは、1つ大きな理由があります。なぜそうなのか。森林を守らなければならないのか。それは、森という地名なのです。森という町です。森をなくするのですか、開発によって。そういう話にはならないでしょう。木がたくさん生い茂る場所だというオニウシから発せられたと言われていますけれども、森の名を冠している以上は、森林を町長は優先しなければならないというのは言っているけれども、それをさらに森の町の場合は最優先に考えて位置づけなければならないのではないですかと私は思っているわけです。とすれば、今実際に駒ヶ岳地区の計画があるという話を町長は言いましたが、実際にシャロレー牧場の跡地の牧草地の話だと思うのですけれども、主に33ヘクタールの牧草地です。それにパネルが敷かさるのです。どういうことになりますか、それをやったら。確かに人は住んでいない場所です。だけれども、景観上いって、少なくとも牧草地であろうとも、木の伐採はせざるを得ない場所でもあるわけです。とすれば、どうにかその辺を押さえる形の規制をかけるための条例をやっぱり最優先につくっ

て、規制をかけていく姿勢を示さないとならないのではないかと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 3時49分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

まず、基本的には考えなければならない一番大切なポイントが何点かあると思います。地域にお住まいの方々が自分が住み暮らす周り、町に対してこのような町になってほしいとか、こういうまちづくりを進めたい。それは、原理原則、その集積がやはりこの森町のまちづくりであり、行政運営に私は反映されるべきだと思います。

そして、もう一点は、今いろいろ懸念と思われている内容ですとか、様々な事案、事例を議員のほうからお話いただきましたが、大事な点は違法なのかどうかというのが一番大事です。独自条例というところのお話も今出ましたし、今道内のとある地域においては、独自の条例を今つくろうとしているという話も直接その首長からも聞かせていただきました。しかしながら、上位にある法律を覆すような、またそれに競合、相反するような条例というものは、これはもう釈迦に説法だと思いますけれども、つくることはできないと、そういう認識でおります。基本的には、景観というお話とか農地のお話も今議員のほうから出ました。違法な行為は駄目です。それは、取り締まられるべきだし、是正はしていかなければならないと思います。当然違法な森林伐採は駄目ですし、違法な農地の転用はもちろん駄目です。当町で把握できる所管業務、所管の範囲内においては、これは今までどおり徹底してやらせていただきますし、当たり前のように徹底するというか、法にのっとって行政は進んでいきますので、そういう点においては農地の転用、森林伐採。景観という言葉に対しては、今のこの時点ではもう少し議員のほうからお話を聞かなければ、何とも答弁のしようがないところではありますけれども、引き続き法にのっとって、行政事務については取り進めていくと、そのように考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 実際条例を制定するのにかなりためらっている部分があるのかなというふうに今受け取りましたけれども、最近では白老町の町長がつくるということを表明しましたよね。そういうような各自治体の動きがある中で、さらに今道庁において知事に対するデモが盛んに行われていると。だんだんやるとにデモが、反対の声。それはなぜかという、全部釧路湿原を含めた部分の保護をしなければ駄目なのでないのかという声なのです。しまいには最悪なのは、知事辞めろまでの発言になってきている状態になっ

ているのです。北海道の場合、特に自然が豊かなのをどうやって守っていくのかという問題。先ほど言いましたように、森の町は森という町名なのですから。それを、あえて破壊するようなことはやるべきではないのではないのというよりも、もしやっていくとするのなら、森という名前を返上すべきだと私は思います。そういうようなことからすれば、規制としては国の法律というのはあくまでも0.5ヘクタール以上の申請です。だけれども、実際にいろんな場面でそういう太陽光発電の問題、先ほど風力の発電も今後問題になるのかなと思ったりもしますけれども、そういうことからすれば独自の条例をつくる中で規制をかける。そして、今の状態だと事業者の善意に任されている状態でしょう。それではまずいのではないですかというふうに私は思うのです。実際に規制をかける、何らかの規制を許可するにしても、町自体がそういう発電施設を造られることって全然把握されていない状況自体、私はおかしいのだと思います。そういう意味では、やはりきちっとした条例を設定する中で独自の条例をつくって規制をかけていく、そういうことをやっていかない限り、森林整備計画なんて絵に描いた餅になります。それが矛盾していることなのです、エネルギー開発との絡みで。先ほど町長は言いましたよね。森林を優先事項なのだと。それを破壊する行為をやることをどうやって抑えるかを考えなければならないのではないですかと私は思うのですけれども、いかがですか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

重ねての答弁にはなるのですけれども、まず違法行為は駄目です。違法行為は是正されるべきでありますし、当然それは所管する業務内においては我々はしっかりと行っています。

基本的に、先ほど事業者の善意等々という、そういう話もありましたけれども、基本的には私有財産であります、土地も含め。私有財産に対してどういったことをするというか、基本的には国の最高の憲法でそれは保障されています。それに対して、憲法を通じて法律、条例、政令、いろんなものが下にひもづいてくるのですけれども、仮にその条例をつくりましょうというときの立法事実というか、それにおいてすごく定性的なものというのは、逆に定量的なものがあるのかどうなのかというのはあれですけれども、例えば森町の町名が森だから森を伐採する、そういった事業は認めませんということは理由にならないのです、立法事実として。それは、承知していただけることだとは思いますが。その中でも、議員がおっしゃりたいことは、やはり私も最初の答弁でしましたけれども、無秩序なもの、違法なものをやっぱり防いでいくために上位の法律を補完する、そういった条例、それをつくっていくべきなのではないかという話だと思います。その点に関しては、景観というところに関しては、今の時点では答弁はできませんけれども、農地だったり森林ですとか、様々な地滑り等々、いろんな法律の中において、この森町が喫緊の中で抱える課題に関しては、これはやっぱり条例も制定して、これは防いでいかなければならないと思います。その検討の中において、やはり憲法で保障されている財産に対する考え方、これが非常に難しいというのが現状であり、その点に関しては北海道も今とある地域も非常に頭を悩ま

せているのかなと思います。それと全く同じ状況に今この森町が当てはめれるかというと、そこがなかなか難しいところでありまして、強制的にその条例を施行して、事業者規制を施す。間接的に事業の進捗を阻害する。逆に訴訟されるケースもございます、そういうところは。ですので、立法事実をしっかりと把握して、何が法律的に問題なのかということをしかりと定められなければ、この条例制定というのは非常にハードルが高いし、難しいと思います。森林に関して、森町という名前を使って森の木を外部に売っていく、アピールしていく、そういったものと矛盾するのではないかというお話もありましたけれども、そちらはそちら、しかしながら行政として法にのっとって進めなければならないところは、これはそのとおりでありますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 森林整備計画と太陽光発電についてを終わります。

4時5分まで暫時休憩します。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時05分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎時間の延長について

○議長（木村俊広君） 松田兼宗君の一般質問中でありますけれども、本日の会議時間、議事の都合によってあらかじめ延長したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

本日の会議時間は延長します。

◎日程第5 一般質問（続行）

○議長（木村俊広君） それでは、松田兼宗君の質問を再開したいと思います。

自治基本条例についてを行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、2つ目の自治基本条例について質問させていただきます。

令和4年の6月会議において同じ質問をしています。そのとき町長は、自治基本条例に規定する基本理念や基本原則は、町民主体のまちづくりには必要不可欠なものとして認識しており、制定の可否を含め検討を進めていくとしていました。それから3年経過する中、森町において理念の喪失からとしか考えられないたくさんの行政の不祥事の発生により町民の信頼は3年前よりさらに大きく喪失しています。町民の信頼を回復させることが喫緊の課題となっているのではないかと考えます。

町民が主体のまちづくりを実践し、信頼を取り戻すためには行政と町民の関係、そして権限を持つ各機関の在り方を根本から定める自治基本条例の制定が不可欠であると考えます。自治基本条例は、町民、議会、行政などの権利や責務、そしてまちづくりの基本理念を定める自治立法の体系上の最高法規であり、まさに自治体の憲法に位置づけられるものです。今こそ理念の復活を図るときだと考えます。以下、質問します。

1つ目に、自治基本条例の必要性について、要否の議論を超え、制定に向けて取り組むという最終的な判断する時期はいつ頃か。

2つ目に、自治基本条例の理念を実現するためには、具体的にどのような関連条例があると考えているのか。

3つ目に、町民の参画を常に継続しなければならない義務として担保するために、町長部局としてどのような制度的枠組みを構築するのか。

4つ目に、議会で議論している議会基本条例についてどのように認識し、自治基本条例の抽象的な理念を実効性のあるものとするための両輪である議会基本条例との連携が必要であると考えているのかどうか。

以上です。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

自治基本条例が自治体運営の基本理念や住民参加の在り方を体系的に示す重要な条例であることは十分に認識しております。また、議員ご指摘のとおり、令和4年6月会議においては本町における制定の可能性についても前向きに検討している旨を申し上げたところであります。

自治基本条例は、自治の憲法とも呼ばれ、住民参加や行政運営の基本を定める大変意義深い条例です。その条例が示すまちづくりにおける重要な観点については、これまで様々な機会において申し上げてきたところであります。

近年の不祥事により、町行政への信頼は大きく揺らいでおり、まずはその信頼をしっかりと取り戻すことが何よりの最優先であると考えておりますが、自治基本条例形骸化のケースが示唆するように、理念を掲げるだけではなく、理念がしっかりと機能する行政運営と町民参画が実現できて初めて自治基本理念に対する本質的な合意形成が導かれると考えております。その上でお答え申し上げます。

初めに1点目、自治の理念を行政運営に反映するため、令和8年度から改定に着手する次期総合計画と連動させ、住民自治の在り方と運営をどのような政策で喚起するのかなど方向性を総合計画の中で明示してまいります。

次に、2点目です。理念を実現するための関連条例、関連制度についてですが、中小企業や1次産業の振興に関する基本条例、情報公開制度、審議会、公募委員制度、行政評価など、それらにおける基本方針や対象者の役割、責務をより明確化するとともに、段階的に一元化することで理念の実効性をより高めていくことが可能であると考えています。

3点目です。町民参画を継続的に担保する制度の構築についてですが、実際の様々な行

政活動の中で住民が政策形成に継続して参加しやすく、かつ参加しなければならないと思っただけのようにしつらえ続けることが重要であります。このことから、継続的な町民参画に関しては、協議会や審議会の公募拡大やワークショップ参加型の運営等を引き続き強化していくことが有効であると考えております。

4点目です。議会基本条例との関係についてであります。議会は、住民の意思を政策に反映する重要な機関であると認識しております。議員ご指摘のとおり、議会基本条例は将来の自治の理念を確実に実践へとつなげるための行政運営における車の両輪となるものと考えております。その考えの中において、例えば反問権等の充実、そしてまたAIなどを活用した議会と行政の論点要約化などが進めば、議論がより町民目線で分かりやすいものとして認知される効果が見込まれます。そのようなことが住民自治と町政参画への関心をより高めることにつながると考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 近隣の町村でどの程度自治基本条例、議会基本条例を制定されているのか調べてみました。

その中で、自治基本条例は八雲、七飯、函館、福島、厚沢部が制定しています。その他議会基本条例に関しては、八雲、七飯、福島、松前、知内、今金、その辺が議会基本条例を制定しているのが実情です。

そういった中で、森町に関しては、先ほど言いましたように議会改革特別委員会において議会基本条例の制定について議論し始めています。そんな中で、町長言っているように理念的な部分というのは基本条例に書いて、実際の動く、どうするのかというのは議会の基本条例が下位に当たる部分だと私理解しています。その中で、町長、先ほど8年度以降の総合計画に組み込むみたいな話を言っていますけれども、私が3年前にやってから、もう3年たっているわけです。全然進行していない。実情というよりも、放置されていたというのが実情だと思います。

それで、今議会側のほうで議会基本条例を制定、議論し始めているということは、議会改革の一環なわけです。とすれば、自治基本条例との整合性をどう取っていくのか。確かに先ほど言いましたように、ほかの近隣の町村では議会基本条例しかつくっていないところもあります。逆に自治基本条例しかつくっていないところもあります。それはそれでいいのですが、どちらが先になる、先、後というのはあまり関係ないといえれば関係ないのですけれども、というのは修正していきますから、自分たちは幾らでも。だから、自治基本条例が後になったからといって、議会基本条例において整合性を持たせる変更というのはできるわけです。

そういった中で、私に言わせると本当は並行した形でやるべきだというふうに思っていますけれども、多分私が考えているのは議会側の流れとしては、あと任期が1年しかないのですから、実質。その中で結論を出せるかどうかということからすれば、この向こ

う1年、令和8年度においてそういう自治基本条例について議会基本条例の制定についてお互いの議会側と行政側の議論というのが必要と私は思っています。その辺、いかがお考えでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員お話しのとおり、自治基本条例と理念と議会基本条例の理念の部分だけでお話しさせていただきますけれども、そこはやはり整合性を取りながら進めていく必要性はあると思います。ですので、それを実直に議論し合う、行政側と議会の中での議論の場というのが、それに特化した議論の場というのは必要になるのかなと思います。いずれにしても、どういった目線でやるべきかというのは、やはり町民の目線とか町民の立場に立ってどう見えるか、どう感じるかというところが非常に大切だと思います。

最初の答弁でお話しさせていただきました形骸化というところに関しては、これも重々ご承知のことだと思いますけれども、理念条例にとってはついて回るもの、至上命題みたいなような、そういう考え方だと思います。やっぱり条例制定を目的とするのではなくて、様々な行政運営の中においてしつらえ続けるという、これは先ほども話しましたが、やはりしつらえ続けるというのが非常に大切なプロセスになるのかなと思います。

我々としては、私が町長になってから、その以前はどうだったかというのはあれですけども、事あるごとにワークショップを開催させていただいておりますし、本当にささいなことでも議会のほうに情報共有させていただいてきたつもりでございます。先ほどの行政報告で風力発電の話をさせていただいたということもその一つです。それがいいとか悪いとかという話ではなくて、やはり早急にいろんな町の出来事、大きなことを町民に機会を通じ開示するというのは情報公開という意味では非常に大切な考えだと思います。それを実際のアクションでやっていくというのが、まさにさっき言ったことだと思います。そういったことを重ねながら、行政側としてどう、議会側としてどうということを検討して議論していくというところは、これはもし機会をいただけるのであればぜひやらせていただきたいなと思います。議員の皆様の後ろには町民の皆様がいらっしゃると思いますけれども、選挙で選ばれているというこの立場上、政治家として議員の後ろにも町民いますし、私の後ろにも町民います。それぞれがそれぞれの目線から、やはり我々が何を考えて何を議論しているかということをつかりやすく興味を持って注目し続けなければならないのだということをいかに醸成していくかというのが成功するか否かの鍵になるのかなと思います。シンプルにこれは進めて、まずはやり始めるということからも、議論の機会をいただけるのであれば、ぜひやらせていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） いや、いいです。

○議長（木村俊広君） 自治基本条例についてを終わります。

次に、複合施設建設事業の検討期間の延長についてを行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、3問目に入らせていただきます。

複合施設建設事業の検討期間の延長についてということで質問いたします。昨年の3月に森町複合施設整備基本構想が発表され、複合施設整備を考える町民ワークショップを12月15日、16日の2日間開催し、出された意見を基に今後の施設整備に反映していくとしました。また、町内7団体の代表者及び町内高等学校、中学校の生徒代表で組織する森町複合施設整備検討協議会を設置し、7月19日に第1回目の協議会を開催し、意見や質疑は9月後半に予定している会議で受けるとされていきました。その後、7月30日には森町公民館で建設候補地に係る住民説明会を開催し、頂戴した意見などをしっかり受け止めて進めさせていただきますとしました。そして、10月17日の複合施設整備に関する調査特別委員会において、一般会計ベースとした見通しの期間が令和7年度から11年度の中期財政収支見通しが提出され、財政収支見通しが令和10年から赤字に転落するとして事業を延期、もしくは中止するという報告がされました。今のところ場当たりの対応策しかされていませので、以下質問いたします。

まず、1つ目に複合施設建設事業の検討期間の延長とはどういうことなのか。なぜ、何を、何年に対応可能なのか。そして、その見通しについてお知らせください。

2つ目に、見通しが立たなかったときの対応策はということで、事業の中止か規模の縮小か、複合施設から単独施設建設への変更か、建設を取りやめ既存の施設を利用するのかについて考えをお知らせください。

3つ目に、多くの町民の意見を聞きながら、事業の変更を報告しているのか、特に森町複合施設整備検討協議会に対してはどうか。

4つ目に、財政状況を優先するなら新たな土地取得は中止すべきであり、人口減少が続く中、森町を壊しかねない第一候補の建設予定地に固執するのはなぜなのか。

5つ目に、また複合施設に固執するのはなぜなのか。複合施設だけが町民の福祉に貢献するものではないと私は考えます。

6つ目に、最後に町長は複合施設建設事業をリーダーシップを持って推進するつもりがあるのかどうか。

以上、質問いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

複合施設整備につきましては、財政シミュレーションの結果、当初計画どおりの整備を進めることが現状の財政状況において極めて困難であるという認識を示させていただいたとおりであります。このため、行財政改革を計画的に進め、安定的な財源確保と財政負担の緩和を図った上で施設整備事業を推進する必要があると判断したものであります。

行財政改革につきましては、経常経費の削減、事務事業の見直しなどを行い、財政指標や経常経費の推移を検証しながら、段階的に成果が見えるよう努めてまいります。複合施設整備は、財政に余力があるから実施するという選択的事業ではなく、老朽化した既存施設の更新や分散化による非効率の解消、将来の維持管理コスト縮減の観点から、将来的に

避けて通れない事業と認識しております。したがって、併置、共有、分散といった複合の手法、建設年度を段階的に分ける整備方式、諸室の共有化、面積の縮減、一部機能の単独整備など、複数の選択肢を比較検討し、財政負担が少なく、かつ公共サービスを維持できる方法を模索してまいります。

複合施設整備検討協議会につきましては、10月17日に開催した複合施設整備に関する調査特別委員会の後、会長に対し状況報告を行っております。委員の皆様には、12月11日に予定している会議において、財政状況や検討期間延長の趣旨を正式に説明し、ご意見をいただく予定であります。

建設候補地につきましては、現時点では町民アンケートやワークショップにおいて多数のご意見をいただいた防災機能の強化や公共施設の集約化といった要望を踏まえ、高台に位置し、消防、森小学校、保健センター、新町立もり保育所及び給食センターが隣接しているといった条件から、将来的に防災拠点として整備し得る可能性を有しており、加えて周辺の町有地を含めれば、将来の公共施設集約にも対応できる広さを確保できることから、森川町の民地を第1候補地としているものであります。

最後になりますが、複合施設整備は森町の将来に大きな影響を及ぼす重要事業であり、町長として責任を持って検討を進めていくことは、これまでもこれからも変わらぬものでございます。財政の健全性を確保しながら、町民の皆様の意見を丁寧に伺い、将来世代に課題を先送りしない形で望ましい施設整備の在り方を導き出すことが私の責務であると考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 時間の関係ありますので、手短に言います。

私、実は令和5年度の決算書、総務省で公表されています。17ページに及ぶいろんな数値を表した、グラフも含めて全部A Iに読ませてみました。その結果、どういう結果が出てきたか。そして、さらに100億円ほどの複合施設を建てるのだという話でシミュレーション、いろんな回答を求めました。私が思っているのは、令和5年度の決算書に関して、そこまで町の財政の担当者が分かっていたのだろうか。実は、私たち自身も、あれだけの分量のデータを読み込むというのは大変なわけです。読み込めない。理解不能な実態なわけです。それはなぜかという、町の担当者を信頼していた部分があるからなのです。けれども、今回A Iにかけてみて、違うのではないかという疑念を持ちました。全然理解していなかったのではないのと、実際は。というふうな結論になったわけです。

それで、手短に1点だけ言いますと、結論はどういう答えが返ってきたか。森町の体力に対して100億円は過大だと。借金は少ないが、日々の生活費、経常経費で手いっぱいという状態で、ここに100億円投資することは極めて高いリスクを伴いますと。さらに、現実的にシナリオまで出してきました。それは、どういうことかという、規模の縮小、財政規模に見合う30億円から50億円程度に圧縮すべきだと。そして、複合化による面積削減、役

場、公民館、図書館を単に合体させるだけでなく、総床面積を大幅に減らすことが必要なのではないか。さらに、3つ目に長寿命化ではなく、新築ではなく、既存施設の徹底的な改修、コストを抑える、これらを検討しなければ、将来世代に過度な負担や増税、サービスカットを残す可能性が高いと予測されますというのが結論です。

その前にいっぱい分析はあります。時間の関係でそこまで言いませんが、今後は、私思っているのは、今までは読み取れなかった部分というのはAIの出現によって読み込んでしまうのです。ということは、町民が分かるということなのです、今の財政状況がどういう状況になったのか。そういう予測も全てやってくれます。それを読み込む必要が今後活用、当町部局、行政サイドもそれをやらなければならないし、議会サイドも、先ほど議会基本条例の話もしましたが、そこなのです。今までは目につかなかったことが簡単に時間をかけないでできるという時代になってしまっている。それを十分理解した上で、今の、本来であれば建てる30、100億円かけても別にいいのです。それをきちとした行財政改革を推進する中でやっていくのなら、別に将来的な禍根を残さないでやれるのだというふうに思います。それをやるにもやらないにしても、町長のリーダーシップ一つなのだと私は思っているのです。新しく建てなくてもいいし、今公民館を閉鎖する中で、あちこちの施設を使わざるを得ない状況になるわけですから、それが定着してしまうと建てなくてもいいかもしれない。そういうふうになってくる時代、それも全て私たちはただ文句言うだけです、極端に言うと。議会において、町長に対して。あとは、町長はどう判断してリーダーシップを持って森の町をつくる、まちづくりをつくるのかということが一番問われているのだと私は思うのです。その辺、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

この個別の事業がどうのこうのという話以上に、そもそも考え方としてどのように思っているのだ、それをリーダーシップとして発揮しながらやっていけるのかということを確認されたと思いました。

100億円という数字がやっぱり独り歩きしてしまいまして、当時も担当のほうから多分何かでお話ししているのかなと思いますけれども、財政規模をここで具体的にお示しするのはなかなか難しいのですけれども、例えばであれば近隣自治体の事業規模を考慮すると、例えば60とか80とか100とか120とかという話の流れだったと思います。一応構想から基本設計という流れの中で、やっぱり今実際に使っているこの施設の床面積ということに基づいて、いろんなものを計算して出していくという流れは、計画、調査のつくり方として別に妥当なものなのかなと思います。

その中で、ではいろんな今の現状、人件費が上がり、物価が上がり、施工費ががんと上がっている今のこの現状の変化、そしてまた今回から10年後、20年後の変化も見据えながら、どう設計していくかというのは、まさに本当に私がしっかりとリーダーシップを持って進めていかなければならないことだと思います。

借金しないとできません、この事業は。行政の借金、起債ですけれども、やっぱり考え

方の中の一つとして、今あるこの借金が将来に対する負担とか禍根を残すとか課題とかという考えでもないというところもあります。まさにこういう公民館もそうですし、役場もそうですし、10年、20年、30年、50年と多世代が長年にわたって使う施設に対しての投資は、多世代にわたって経費負担を分担するという考えの中、借金をする、起債を起こすという考えもあります。ですので、そういった考えとかもしっかりとお示しするというのも大事だと思いますし、何もかも今のまま何も変わらず、町民の皆様に対しても何も変わらず、全て新しいことを享受できるということではなく、いろんなものを見直して、これはやめる、でもこれはやるというようなことも憶することなく示していくというところが一番リーダーシップを問われるところなのかなと思います。それは、今回の一般質問、同僚議員の皆様のいろいろなご質問の中で私ははっきりとメッセージとしてお伝えさせていただきました。町長として、今できることをしっかりとお示しし、着実に前に進めていく。本当にいろんなやり方、仕事の仕方等々にご批判はいただくとと思います。確かにそうだなと思うこともあったりもしますけれども、でもやはりもう時間をかけてはいられず、町民の生命、財産、安全、安心に関わることもひもづいておりますので、そこはしっかりとリーダーシップを持って進めさせていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問。

○13番（松田兼宗君） いいえ。

○議長（木村俊広君） 終わりますか。

○13番（松田兼宗君） 終わります。

複合施設建設事業の検討期間の延長についてを終わります。

以上で議席13番、松田兼宗君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

◎日程第6 発議第1号

○議長（木村俊広君） 日程第6、発議第1号 議会改革調査特別委員会中間報告書についてを議題とします。

議会改革調査特別委員会に付託中の議会改革等に関する調査研究について、会議規則第47条の規定によって調査特別委員会の中間報告書が提出されております。

委員長の報告を求めます。

○議会改革調査特別委員長（伊藤 昇君） 発議第1号 議会改革調査特別委員会中間報告書。

令和5年第1回森町議会9月会議において、本特別委員会に付託されました付託事件について審査した結果を森町議会会議規則第47条の規定により、次のとおり中間報告いたします。

中間報告書の2ページ、1、調査事件については、令和5年第1回森町議会9月会議、

発議第1号に基づくものであります。

2、調査の経過については、3ページ下段の第9回委員会まで簡潔、そして時系列に協議内容の要旨について記載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

次に、3ページ下段から調査の中間結果であります。議員改選後の早期から議会改革として、議員定数及び議員報酬について着手すべきものとして、令和5年第1回森町議会9月会議において本特別委員会が設置され、令和5年11月6日から9回の委員会を開催し、協議を行ってきました。

議員定数及び議員報酬については、委員全員からその在り方について幾度も意見を聴取し、様々な意見が出され、慎重審議の下、多くの時間をかけながら結果を出したところであります。

結果として、議員定数については、現状維持の14人とする事とし、議員報酬については原価方式により来年の令和8年4月1日より増額することを特別委員会として決定し、森町特別職報酬等審議会へ諮問していただくよう、今年7月に町側に対し依頼をしたところであります。

以上がこれまでの検討結果であり、今後も議会基本条例を基軸に議会改革調査特別委員会として議論を重ねていくところですが、地域のことは住民自らが決める地方分権の進展に伴い、議会もその役割をしっかりと果たす機能強化がますます求められます。引き続き、住民の立場に立った信頼のおける活性化された議会となるために、議論を深め議会改革を図るものであります。

以上、ここに報告いたします。

○議長（木村俊広君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。質疑ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

以上で議会改革調査特別委員会中間報告といたします。

あわせて、積み残している議題については、引き続き精力的に審査されますよう要請するものであります。

◎日程第7 承認第1号

○議長（木村俊広君） 日程第7、承認第1号 令和7年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 承認第1号についてご説明申し上げます。

本件は、令和7年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものです。

1 ページを御覧ください。本件につきましては、令和 7 年度森町一般会計補正予算の第 8 回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ471万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ164億961万4,000円としたものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6 ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款 6 農林水産業費の471万9,000円は、9 月20日の大雨により洗掘された農道を補修したものであります。

また、4 ページの歳入では、所要財源として財政調整基金繰入金を計上したものです。

以上で専決処分のご報告とし、承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから承認第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第 7、承認第 1 号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第 8 議案第 1 号

○議長（木村俊広君） 日程第 8、議案第 1 号 森町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第 1 号 森町課設置条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面を御覧願います。また、資料ナンバー 1 を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、砂原支所が所管している現場業務を本庁に集約、一元化し、支所は窓口業務を主たる役割とする体制に改めることにより業務の重複を解消し、組織全体の効率化を図ることを目的とした組織再編に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容ですが、条例の附則第 2 項中から「町民福祉課」を削り、砂原支所を現行の 2 課体制から 1 課体制にしようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。
これから議案第1号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。
日程第8、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○議長（木村俊広君） 日程第9、議案第2号 森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第2号 森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面を御覧願います。また、資料ナンバー2を提出しておりますので、ご参照願います。
本案は、社会情勢や地域の環境の変化に伴って議会活動も変化していることや議員のなり手不足に対する環境整備の必要性が議論されてきていることから、森町議会議員の議員報酬について増額しようとするものです。

議員の報酬月額を令和8年4月1日より議長にあつては「29万5,000円」を「34万円」に、副議長は「22万5,000円」を「27万5,000円」に、常任委員長及び議会運営委員長は「20万5,000円」から「25万5,000円」に、議員は「19万5,000円」から「24万3,000円」に改めようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。ありませんね。
（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。
これから議案第2号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。
日程第9、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号

○議長（木村俊広君） 日程第10、議案第3号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○消防長（松居順一君） 議案第3号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面を御覧願います。あわせて、資料ナンバー3を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を受け、総務省消防庁より火災予防条例の一部改正についてが発出されました。このことから、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めるため、森町火災予防条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、資料ナンバー3、（1）から（5）の内容とし、令和8年1月1日から施行しようとするものでございます。

資料ナンバー3の新旧対照表によりご説明させていただきます。2ページ中段、目次の改正は、林野火災の予防に関する規定を新設することに伴い、第3章の3を新たに加えるものでございます。

3ページ中段、第29条、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限の規定の改正は、消防法第22条第3項に規定する火災に関する警報によるものであることを明確にし、また従前からの一般的な事務所や住宅における火を使用する設備や器具の変化を踏まえ、規定の削除をするものでございます。

同じく3ページ中段の第29条の8、林野火災に関する注意報の規定の新設は、気象の状況が林野火災の予防上、注意を要すると認めるときに林野火災に関する注意報を発することができることとし、注意報が解除されるまでの間、火の使用の制限に従うよう努めなければならないこと、林野火災の危険性を勘案して火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができるとしたものでございます。

4ページ上段の第29条の9、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限の規定の新設は、林野火災の予防を目的として、火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して火災予防条例第29条の各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができるとしたものでございます。

4ページ中段の第48条の3、屋外催しに係る防火管理の規定の改正は、次に説明する第51条に第2項を追加することに伴い、所要の整理をするものでございます。

4ページ下段の第51条、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出の改正は、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為として、たき火を明確に含むこととしたものでございます。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。

○13番（松田兼宗君）　今まで林野火災の予防的なことというのは、やっていたのではないかと私は認識しているのです。というのは、特に春先にいろんな山に入る機会、山菜取りに山に入る機会が増えるので、乾燥注意報出たときには何らかの警報というか、注意喚起というか、そういうことをやっていたという認識を持っていて、今回条文を整理するというのは分かるのだけれども、今まで、そうしたら何を基にしてやっていたのかなというふうに思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○消防長（松居順一君）　お答えいたします。

今まで森町でも過去に、昭和27年に大規模な山林火災がありまして、それから山火に関する条例というのが制定されまして、それで協議会だとかも農林課主導でやっておりました。そちらのほうでも火の取扱い等々について周知していたところでありまして。

あと、そのときも渡島総合振興局のほうから林野火災警報でしたか、こちらのほうを発するようと、一定基準になった場合には渡島振興局からこちらの旨、各自治体のほうに発しますということで連絡も入っておりまして、数年前からこちらのほう、防災無線を使って広報をさせていただいておりました。

今回に当たっては、この岩手県大船渡市であった大規模な山林火災、こちらのほうがかなり緊急消防援助隊だとか、国のほうでも動いた大規模火災でありましたので、とにかく抑止していく方法として、ほとんど原因が人為的なものではないかというところがまず1つあります。なので、こういうものを設けて、さらに注意喚起を強くしていこうということで進めていった施策だと思います。

以上です。

○4番（河野　淳君）　新しい条例なので、確認だったのですが、詳細な説明、すごく分かりやすいのですけれども、全体の流れとして、例えば乾燥が続いて山火事注意報が出たときに、消防本部のほうである程度の区域をもってたき火などの火の制限をするという許可に見えるのですけれども、そういう考えでよろしいのでしょうか。

○消防長（松居順一君）　お答えします。

こちらのほうの区域の指定の部分なのですが、こちらの条例にうたって、規則等でこちらのほうの詳細というのを規定していこうと思っておりました。

まず、ここの区域の指定なのですが、まずはこちらの発令基準といたしますのが、前3日間、合計降水量が1ミリ以下で、さらにかつ30日前の合計降水量が30ミリ以下の場合、あともう一つが前3日間の合計降水量のほうで1ミリ以下、かつ乾燥注意報が発令した場合、こちらのほうが林野火災注意報を発する発令基準のほうにまず1つなります。

林野火災警報に関しましては、これにさらに強風注意報が加わった場合、こちらが発令基準として一応今考えていたところです。こちらのほうに関しましては、総務省消防庁のほうから今回通知のありました内容でございます。

こちらのほうの降水量だとかという基準が区域を指定するという場合は、そこそこの地

域ごとに、これがそうしたら計測できるかという問題もありまして、気象庁のホームページからは森町一つの気象データとして出されているものですから、昭和27年の森町の大規模な山林火災、あと昭和36年の森町大火含めて、全町ということで区域指定で、全体に対してこちらの注意報、警報というのをやっていこうと思っております。

以上でございます。

○4番（河野 淳君） ということは、今まで例えば野焼きとかの許可を個別に消防さんのほうに出しているパターンとか、結構農家の方とかいると思うのですけれども、その気象条件とかの取り方によっては、その期間中は許可がされないということも想定されるということを考えておかなければならないということなのでしょうか。

○消防長（松居順一君） お答えします。

河野議員おっしゃる許可の部分なのですが、恐らくこれは火入れ許可というものだと思います。消防のほうに来てやっている届出の部分に関しては、先ほど最後のほうに言いました火災と紛らわしい行為の関係の届出、これに関しては許可制ではなく、あくまでも届出ということであって、なぜこういうものを条例に示したかといいますと、何も届出もなく煙が上がっているよということで、消防がやっぱり確認、消防車で行かなければならないことになりますよね。前もって届出があると、ここでこういうものをやっているということから、最少の出動人員でこちらのほう対応できるということで、なのでこちらのほうの届出。あとは、もしこういうふうな気象状況になったときには、それで届出があると電話番号だとか氏名だとかも分かりますし、その方に対して注意喚起、または今日はこちらのほうの火入れといいますか、燃やすのはやめてもらえますかだとかというような形で相談ができるということで、そのようなものでございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号

○議長（木村俊広君） 日程第11、議案第4号 森町行政手続における特定の個人を識別

するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課参事（石岡丈宜君） 議案第4号 森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

資料ナンバー4を提出しておりますので、ご参照願います。条例の朗読を省略させていただき、資料によりご説明いたします。提案の理由につきましては、自治体情報システムの標準化に伴い、住登外者の登録、管理を行う住登外者宛名番号管理機能が共通機能として設けられることとなり、この機能を扱う事務については個人番号の独自利用事務であり、また他業務との連携が必要となるため条例に定める必要があるためでございます。

改正内容につきましては、（１）として住登外者宛名番号管理機能を用いて住登外者宛名番号を付番、管理することは、他の事務処理の遂行を目的として行われるものであることから、当該機能の性質上、他業務との連携が必要となりますので、条例第4条を改正するものであります。

続きまして、（２）、（３）ですが、実装される住登外者宛名番号管理機能を用いる住登外者宛名番号を付番、管理する事務自体が個人番号の独自利用事務に該当するため、条例の別表第1及び別表第2において追加するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号

○議長（木村俊広君） 日程第12、議案第5号 森町議会議員及び森町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○選管書記長（石岡丈宜君） 議案第 5 号 森町議会議員及び森町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

資料ナンバー 5 を提出しておりますので、ご参照願います。条例の朗読を省略させていただきます、資料についてご説明いたします。

提案理由につきましては、公職選挙法施行令で定める選挙運動の公費負担に係る限度額が引き上げられたことに伴い、本条例で定める限度額を当該政令で定める基準額に合わせようとするものです。

改正内容につきましては、次に掲げる選挙運動用のビラやポスターの公費負担限度額を記載のとおり改正するものです。

施行期日につきましては、公布の日からするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第 5 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

5 時 5 分まで暫時休憩します。

休憩 午後 4 時 5 9 分

再開 午後 5 時 0 5 分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第 1 3 議案第 6 号

○議長（木村俊広君） 日程第13、議案第 6 号 森町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） 議案第 6 号 森町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

資料ナンバー 6 を提出しておりますので、ご参照願います。資料によりご説明いたしま

す。事業目的につきましては、令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰に伴う原油価格高騰の影響を受ける低所得の高齢者世帯及び障がい者世帯、独り親世帯等を対象に暖房費の一部助成を令和7年度に限り増量または増額し、経済的な負担の軽減を図り、福祉の向上に資することを目的とし、森町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、1世帯につき灯油60リットル、または灯油以外の暖房燃料を使用している世帯については、灯油購入時1リットル当たりの灯油購入価格に60を乗じて得た金額としておりましたが、令和7年度に限り90リットルに変更しようとするものです。

施行年月日につきましては、公布の日から施行し、令和7年11月1日から適用しようとするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第7号

○議長（木村俊広君） 日程第14、議案第7号 令和7年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第7号についてご説明申し上げます。

本案は、令和7年度森町一般会計補正予算の第9回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,579万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ165億6,540万5,000円にしようとするものです。

第2条の繰越明許費、第3条の債務負担行為、第4条の地方債の補正は、第2表、第3表及び第4表にそれぞれ記載のとおりでございます。

事項別明細書によりご説明申し上げます。歳入の主なものについてご説明いたします。10ページの款14使用料及び手数料の145万3,000円は、八雲町のごみ処理施設の火災により可燃ごみ等を当町で受け入れ、処理することとなったため、その手数料を計上するもので

す。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金の1,045万5,000円は、令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、今年度は90リットルに増量した福祉灯油の財源として補助金を計上するものです。

12ページの款17財産収入の補正は、各基金運用利子精査によるものです。

14ページの款18寄附金は、ライオンズクラブからいただいた寄附金を計上し、森町図書館の図書を購入しようとするものです。

款19繰入金は、補正財源として計上するものですが、減債基金繰入金は臨時財政対策債の償還に充当しようとするものです。

16ページの款21諸収入、項5雑入、節2雑入の538万1,000円は、輸出先国市場変化対応施設等緊急整備事業補助事業において会計検査より不当と認定された交付額について事業者より返還を受けるものであります。

款22町債の補正は、各事業の精査によりそれぞれ増減補正するものです。

次に、18ページをお開き願います。歳出の主なものをご説明いたします。なお、各科目に光熱水費の補正がありますが、電気料金の値上げが主な要因であります。また、各科目の減額補正につきましても、事務事業の執行精査によるものが主なものとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

款1議会費の81万円は、議場音響施設の会議ユニットの取替え修繕を実施しようとするものです。

款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費、節12委託料のPCB含有調査業務委託料は、旧屠場のコンデンサにPCB含有の可能性があるため濃度分析をしようとするものです。

20ページの項3戸籍住民基本台帳費の27万2,000円は、砂原支所に在留カード及び特定在留カード等のICチップに居住地を記録するためのノートパソコン等を購入しようとするものです。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の67万3,000円は、街路灯の修繕を実施しようとするものです。節19扶助費の468万6,000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、今年度は灯油を90リットルに増量しようとするものです。資料ナンバー7を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、22ページの目5障害者福祉費、節19扶助費の2,890万円は、各障がい者福祉サービスに予算不足が見込まれるため、増額補正するものです。

次に、24ページの項2児童福祉費、目2保育所費、節14工事請負費の122万4,000円ですが、旧森保育所、新川保育所に設置している冷房設備を新保育所の完成に伴い撤去し、尾白内小学校に移設するための工事費は当初予算で計上しておりましたが、工事着手するために改めて見積りを徴取したところ、予算不足が見込まれるため増額補正するものです。

目3障害児通所支援費の1,620万円は、利用日数、新規利用者の増加により計上するもの

です。

28ページの款6 農林水産業費、項2 林業費、目1 林業総務費、節11役務費の3万8,000円は、緊急銃猟時の跳弾による建物、自動車の破損、建物破損に伴う店舗休業時の逸失利益等の損害を受けた方に対して市町村が補償する費用を補填する保険に加入するため、保険料を計上するものです。また、節7 報償費、節18負担金補助及び交付金の増額は、鹿、熊の駆除、捕獲頭数の増加により予算不足が見込まれるため、増額するものです。

次に、30ページの款7 商工費、項1 商工費、目1 商工業振興費の538万1,000円は、輸出先国市場変化対応施設等緊急整備事業補助事業において会計検査より不当と認定された補助金を北海道へ返還するための返還金を計上するものです。資料ナンバー8を提出しておりますので、ご参照願います。節10需用費の55万7,000円は、Y O U・遊・もり暖房用ボイラー取替え修繕を実施しようとするものです。

32ページの款8 土木費、項6 住宅費、目1 住宅管理費、節10需用費の121万円は、町営住宅の今後の修繕を見込み補正するものです。節14工事請負費の補正は、令和7年度から8年度にかけて実施している度杭崎団地B棟の屋根外壁等改修工事の年度間の工事内容の精査の結果、今年度の工事内容が追加となったため補正するものです。資料ナンバー9を提出しておりますので、ご参照願います。

款10教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費、節10需用費の修繕料は、森小学校ボイラー修繕、さわら小学校保健室温水器修繕のほか、小破修繕料を計上するものです。また、節17備品購入費の24万1,000円は、森小学校の冷蔵庫及び鷺ノ木小学校の視力検査機が故障したため新たに購入しようとするものです。

34ページの項3 中学校費、目1 学校管理費、節10需用費の修繕料は、森中学校のボイラーと体育館の照明器具修繕のほか、小破修繕を実施しようとするものです。

項5 社会教育費、目3 図書館費では、ライオンズクラブよりいただいた寄附金を活用し、図書を購入しようとするものです。

目4 文化財振興費、節12委託料の環状列石保存処理業務委託料は、列石の資料写真及び寸法を記載したものを受託事業者へ提供し、複製を作成してもらう委託料となっております。

36ページの項6 保健体育費、目2 体育施設費の節10需用費、修繕料の35万2,000円は、町民体育館ボイラー室ラインポンプ修繕のほか、サン・ビレッジ森の雨漏り修繕を実施しようとするものです。

目3 学校給食費、節10需用費の修繕料123万2,000円は、給食センター厨房機器の修繕料を計上するものです。また、賄い材料費の補正は、材料の値段、特に米の値段が高騰したことにより食材費に予算不足が見込まれるため補正するものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。

事項別明細書10ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございますか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。
これから議案第7号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。
日程第14、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第8号

○議長(木村俊広君) 日程第15、議案第8号 令和7年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉子育て課長(宮崎弘光君) 議案第8号について説明させていただきます。

本案は、令和7年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第3回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,741万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ24億9,449万6,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入、款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金1万6,000円の増額は、歳出で説明いたします事務費の増額に伴うものです。

款7諸収入、項3雑入、目3一般被保険者等返納金3,733万1,000円の増額は、森町国民健康保険病院からの令和3年7月診療分から令和6年11月診療分の医療費の返還金2,185万円及び労災認定された被保険者からの令和元年12月診療分から令和3年11月診療分の医療費の返還金1,548万1,000円の増額によるものです。

款9財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金6万6,000円の増額は、国民健康保険事業基金運用利子の発生によるものです。

次に、6ページをお開き願います。歳出、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費1万6,000円の増額は、国保税納税通知書用封筒の印刷代です。

款7基金積立金、項1基金積立金、目1国民健康保険事業基金積立金3,730万円の増額の主な内容といたしましては、歳入で説明いたしました森町国民健康保険病院からの返還金及び労災認定された被保険者に係る過去の医療費の返還金を次年度に北海道へ返還するため基金へ積み立てるものです。

款9諸支出金、項1償還金及び還付金、目4保険給付費等交付金償還金9万7,000円の増額につきましては、令和6年度保険給付費等交付金の確定に伴うものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第9号

○議長（木村俊広君） 日程第16、議案第9号 令和7年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） 議案第9号についてご説明させていただきます。

本案は、令和7年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第2回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ186万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億208万1,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金186万4,000円の増額は、歳出で説明いたします費用へ充当しようとするものです。

6ページをお開き願います。歳出、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費2万3,000円の増額は、職員の寒冷地手当の不足額を補正するものです。

項2徴収費、目1賦課徴収費184万1,000円の増額は、後期高齢者保険料納入通知書用封筒の印刷代及び子ども・子育て支援金制度創設に伴う後期高齢者医療費システム改修委託料でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

日程第16、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第10号

○議長(木村俊広君) 日程第17、議案第10号 令和7年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉子育て課参事(萩野友章君) 議案第10号について説明させていただきます。

本案は、令和7年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第3回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ267万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ22億6,532万円にしようとするものです。

事項別明細書により歳入についてご説明させていただきます。4ページをお開き願います。款2分担金及び負担金、項1負担金、目1認定審査会負担金1万円の増額につきましては、歳出で説明いたします人件費の増額に伴い補正するものです。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金47万8,000円の増額、項2国庫補助金、目1調整交付金16万8,000円の増額及び目3地域支援事業交付金(総合事業以外の地域支援事業)9,000円の増額につきましては、歳出における保険給付費及び事務費の増額に伴い各負担割合に応じて補正するものです。

目4保険者機能強化推進交付金250万4,000円の増額及び目5介護保険保険者努力支援交付金481万円の増額につきましては、交付金額の確定に伴い補正するものです。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金64万5,000円の増額、6ページの款6道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金29万8,000円の増額につきましては、歳出における保険給付費の増額に伴い各負担割合に応じて補正するものです。

項2道補助金、目2地域支援事業交付金(総合事業以外の地域支援事業)5,000円の増額につきましては、歳出における事務費の増額に伴い補正するものです。

款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金29万8,000円の増額につきましては、歳出における保険給付費の増額に伴い各負担割合に応じて補正するものです。

目3地域支援事業繰入金(総合事業以外の地域支援事業)5,000円の増額につきましては、歳出における事務費の増額に伴い補正するものです。

目5その他繰入金24万2,000円の増額につきましては、歳出における人件費及び事務費に充当しようとするものです。

項3基金繰入金、目1準備基金繰入金679万9,000円の減額につきましては、歳出における財源内訳の変更、補助金及び交付金の返還により補正するものです。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。8ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費10万1,000円の増額及び款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費13万1,000円の増額につきましては、介護保険証、負担割合証及び介護保険料納付書用封筒の印刷代を補正しようとするものです。

款1総務費、項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費2万円の増額につきましては、人件費の増額に伴い補正しようとするものです。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費につきましては、介護給付費準備基金繰入金の充当減に伴い、財源内訳の変更をしようとするものです。

10ページの目9居宅介護サービス計画給付費193万8,000円の増額及び項2介護予防サービス等諸費、目7介護予防サービス計画給付費45万円の増額につきましては、保険給付費の増額に伴い補正するものです。

款4地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、歳入における交付金の額の確定に伴い、財源内訳の変更をしようとするものです。

12ページの項3包括的支援事業・任意事業費、目4任意事業費2万4,000円の増額につきましては、介護保険給付費通知書用封筒の印刷代を補正しようとするものです。

款5諸支出金、項1償還金及び還付金、目2償還金9,000円の増額につきましては、国庫支出金等の過年度分返還金でございます。

以上、議案第10号の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第11号

○議長（木村俊広君） 日程第18、議案第11号 令和7年度森町介護サービス事業特別会

計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○特別養護老人ホーム総務係長（西崎 守君） 議案第11号についてご説明いたします。

本案は、令和7年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第3回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億9,339万4,000円にしようとするものです。

事項別明細書にてご説明いたします。4ページをお開き願います。歳入の款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金の77万8,000円は、歳出で説明いたします費用へ充当しようとするものでございます。

次に、6ページをお開き願います。歳出の款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節10の需用費につきましては、配膳車の部品購入や人事異動に伴う防火管理者講習会出席に係るテキスト代等の消耗品費、また給湯配管からの水漏れ修繕に伴う修繕料でございます。節17備品購入費につきましては、食堂の液晶テレビの故障に伴う液晶テレビ本体とテレビスタンドの購入に係る費用でございます。

款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費、節3職員手当は、人事異動に伴う手当等の増額要求でございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第18、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第12号

○議長（木村俊広君） 日程第19、議案第12号 令和7年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（川村勝幸君） それでは、議案第12号についてご説明いたします。

本案は、令和7年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第2回目の補正予

算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に4万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,821万円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款3財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金につきましては、ホタテ未利用資源リサイクル施設運営調整基金の運用利子が確定したことから4万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1項1目1総務事業費、節24の積立金につきましては、歳入でご説明した運用利子の確定に伴いまして同額を積み立てるものでございます。

以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第19、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第13号

○議長（木村俊広君） 日程第20、議案第13号 令和7年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○国保病院事務長（千葉正一君） 議案第13号についてご説明いたします。

本案は、令和7年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第3回目となるものです。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第1款病院事業収益、8億9,167万7,000円に1,474万9,000円を増額し、9億644万6,000円とし、支出、第1款病院事業費用、15億9,672万4,000円に6万3,000円を増額し、15億9,678万7,000円とするものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文括弧書き中の「2,298万3,000円」を「2,279万円」に改めるものです。収入、第1款資本

的収入、3億1,397万2,000円から19万4,000円を減額し、3億1,377万8,000円とし、支出、第1款資本的支出、3億3,695万5,000円から38万7,000円を減額し、3億3,656万8,000円とするものです。

2ページをお開きください。第4条、債務負担行為の補正は、記載のとおり項目を追加するものでございます。

第5条、予算第8条に定めた一般会計補助金の予定額を記載のとおり3科目について増額補正するものでございます。

以下、4ページ以降の事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入、款1病院事業収益、項1医業収益、目3その他医業収益103万8,000円の増額は、救急医療補助金に係るものでございます。

項2医業外収益、目2他会計補助金の1,371万1,000円の増額は、令和6年度分企業債確定による利息を精査したものと不採算地区病院運営補助金としての繰入金であります。

支出、款1病院事業費用、項2医業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費の6万3,000円の増額は、令和6年度に借入れしました企業債利息の精査によるものでございます。

次に、資本的収入及び支出の収入、款1資本的収入、項2出資金、目1出資金の19万4,000円の減額につきましても令和6年度に借り入れた企業債償還金の精査によるものでございます。

支出の款1資本的支出、項2企業債償還金、目1企業債償還金の38万7,000円の減額につきましても令和6年度に借り入れた企業債償還金の精査によるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。収入、支出一括で行います。ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第20、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第14号

○議長（木村俊広君） 日程第21、議案第14号 令和7年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。

本案は、令和7年度森町水道事業会計予算の第1回目の補正予算でございます。

第5条の債務負担行為につきまして、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定めようとするものでございます。事項として令和8年度水道施設庁舎清掃委託業務に係る債務負担行為、期間として令和7年度から令和8年度、限度額として332万4,000円でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第21、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第15号

○議長（木村俊広君） 日程第22、議案第15号 財産の取得の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○環境課長（川口武正君） 議案第15号 財産の取得の変更についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、令和7年第1回森町議会3月会議において議決を得た水産化ナトリウム取得の一部を下記のとおり変更することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

数量は、変更前の数量8万6,000キログラムから変更後の数量9万5,140キログラム。取得金額は、変更前の取得金額387万8,600円から変更後の取得金額429万814円でございます。

提案理由は、汚泥再生処理センターは、し尿及び浄化槽汚泥を安定的に処理し、放流水質を基準値内に維持する必要があるため、各処理工程の分析データに基づいて薬品使用量を適切に調整し、し尿等の状態や搬入量の変動に対応して処理を一定に保たなければなりません。pH調整する本薬品の使用量の増加により、契約数量及び契約金額に変更が生じたため、提案するものでございます。

なお、参考といたしまして、資料ナンバー10を提出しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第22、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23　議案第16号

○議長（木村俊広君）　日程第23、議案第16号　財産の取得の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○環境課長（川口武正君）　議案第16号　財産の取得の変更についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、令和7年第1回森町議会3月会議において議決を得たポリ鉄R取得の一部を下記のとおり変更することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

数量は、変更前の数量9万9,000キログラムから変更後の数量10万8,710キログラム。取得金額は、変更前の取得金額936万5,400円から変更後の取得金額1,028万3,966円でございます。

提案理由は、汚泥再生処理センターは、し尿及び浄化槽汚泥を安定的に処理し、放流水質を基準値内に維持する必要があるため、各処理工程の分析データに基づいて薬品使用量を適切に調整し、し尿等の状態や搬入量の変動に対応して処理を一定に保たなければなりません。水中有機物を凝集する本薬品の使用量の増加により、契約数量及び契約金額に変更が生じたため、提案するものでございます。

なお、参考といたしまして、資料ナンバー11を提出しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

日程第23、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 意見書案第1号

○議長(木村俊広君) 日程第24、意見書案第1号 最高裁判決に基づき生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) 起立多数であります。

よって、日程第24、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 意見書案第2号

○議長(木村俊広君) 日程第25、意見書案第2号 クマ対策推進のために国の責任で予算措置の拡充などを求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) 起立多数であります。

よって、日程第25、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議員の派遣について

○議長（木村俊広君） 日程第26、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする出席議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の議案に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第27 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（木村俊広君） 日程第27、休会中の所管事務調査等の申し出を議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（木村俊広君） お諮りします。

これをもちまして令和7年第1回森町議会12月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、令和7年第1回森町議会12月会議を終了いたします。

お疲れさまでした。

休会 午後 5時46分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和7年12月10日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員